

資料 1

令和 2 年 3 月 市議会定例会

提 出 議 案 の 要 旨

目 次

1 報告案件	1
2 議決案件	16
3 参考図	62

※ この資料は、議会開会当日、議場
へ持参してください。

資料作成 令和 2 年 2 月 13 日

1 報告

報告第1号 専決処分の報告について

【処分内容等】

1 損害賠償額の決定について

(1) 公用車による交通事故

専決年月日及び専決番号	事故内容
令和2年1月9日 豊専第1号	令和元年5月31日前10時30分頃、白浜町地内の久澄橋において、公用車で走行中、渋滞により前方で停止した相手方車両に追突し、相手方が負傷したもの
損害賠償額	306,546円
相手方の 損害の程度	けい 頸部挫傷
備考	<p>1 事故発生の原因 運転手が走行中に運転から意識をそらし、前方不注視となったことによる。</p> <p>2 事故当事者の所属 保健部感染症予防課</p> <p>3 事故の防止策 職場において、走行中は運転操作及び安全確認に専念し、慎重に運転することについて、周知徹底を図った。</p>

(2) 樹木の管理瑕疵による物損事故

専決年月日及び専決番号	事 故 内 容
令和2年1月22日 豊専第2号	令和元年10月4日午後2時頃、豊田市役所前駐車場において、樹木の枝が折れて落下し、駐車中の相手方車両に当たったもの
損 害 賠 償 額	171,485円
相 手 方 の 損 害 の 程 度	ポンネットの損傷
備 考	<p>1 事故発生の原因 樹木の管理が不十分であったことによる。</p> <p>2 担当課 総務部財産管理課</p> <p>3 事故の防止策 事故発生の原因となった立木を始めとした駐車場内の樹木を点検するとともに、折れて落下する可能性のある枝は伐採するなどして、適切に管理する。</p>

2 訴えの提起について

(1) 市営住宅明渡等請求事件

専決年月日 及び専決番号	令和2年1月22日 豊専第3号
相手方	1 入居者 <div style="border: 2px solid black; padding: 10px; text-align: center;">個人情報のため、非表示</div> 2 連帯保証人 (1) <div style="border: 2px solid black; padding: 10px; text-align: center;">個人情報のため、非表示</div> (2) <div style="border: 2px solid black; padding: 10px; text-align: center;">個人情報のため、非表示</div>
請求内容	1 相手方に対する請求 (1) 市営住宅の未払家賃及びこれに対する遅延損害金の支払 (2) 市営住宅の契約解除以後明渡しまでの間の使用損害金の支払 (3) 訴訟費用の支払 2 入居者に対する請求 (1) 市営住宅及び駐車場の明渡し (2) 未払の駐車場使用料及びこれに対する遅延損害金の支払 (3) 駐車場の契約解除以後明渡しまでの間の使用損害金の支払
請求原因	1 相手方が18月分の市営住宅の家賃94万2,900円を長期滞納していること。 2 相手方が18月分の駐車場使用料4万5,000円を長期滞納していること。

【担当課：定住促進課】

(2) 市営住宅使用料等請求事件

専決年月日 及び専決番号	令和2年1月31日 豊専第8号
相手方	<p>1 市営住宅の元入居者及びこども園の元在園児の保護者</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">個人情報のため、非表示</div> <p>2 市営住宅の入居に係る連帯保証人</p> <p>(1)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">個人情報のため、非表示</div> <p>(2)</p>
請求内容	<p>1 市営住宅の未払家賃及びこれに対する遅延損害金の支払</p> <p>2 こども園の未払保育料の支払（元在園児の保護者への請求）</p> <p>3 訴訟費用の支払</p>
請求原因	<p>1 相手方が5か月分の市営住宅の家賃11万5,208円を長期滞納していること。</p> <p>2 相手方が9か月分の保育料7万2,000円を長期滞納していること。</p>

【担当課：債権管理課】

3 和解の成立について

市営住宅明渡等請求和解事件

専決年月日 及び専決番号	令和2年1月22日 豊専第4号
相手方	<p>1 入居者</p> <p>個人情報のため、非表示</p> <p>2 連帯保証人</p> <p>個人情報のため、非表示</p>
和解内容	<p>1 市は、入居者に対し、市が入居者に令和元年9月30日になした市営住宅についての賃貸借契約の解除の意思表示を撤回し、当事者双方は、平成12年2月24日付け当事者間の賃貸借契約（以下「本件契約1」という。）が現在も有効に存続していることを確認する。</p> <p>2 相手方は、市に対し、連帯して、令和2年1月以後、毎月末日（12月分については25日）限り、当月分の市営住宅の家賃2万8,600円（改定されたときはその金額）を市に持参し若しくは送金し、又は口座振替の方法により支払う。ただし、当該末日が豊田市の休日を定める条例に規定する市の休日（以下「休日」という。）に当たるときは、当該末日後最初に到来する休日でない日をもってその期限とみなす。</p> <p>3 相手方が前項の家賃の支払を通算して3回怠ったときは、市は、入居者に対し、何らの催告を要せずに本件契約1を解除することができる。</p> <p>4 前項の規定による解除の意思表示があったときは、入居者は、市に対し、直ちに市営住宅を明け渡し、かつ、相手方は、連帯して、そのときにおける未払家賃及び契約解除の日の翌日から明渡済みに至るまで1月当たり第2項の家賃に相当する使用損害金を支払う。</p> <p>5 市は、入居者に対し、市が入居者に令和元年9月30日になした市営住宅駐車場についての賃貸借契約の解除の意思表示を撤回し、当事者双方は、平成27年3月25日付け当事者間の賃貸借契約（</p>

以下「本件契約2」という。)が現在も有効に存続していることを確認する。

- 6 入居者は、市に対し、令和2年1月以後、毎月末日（12月分については25日）限り、当月分の市営住宅駐車場の使用料2,500円（改定されたときはその金額）を市に持参し若しくは送金し、又は口座振替の方法により支払う。ただし、当該末日が休日に当たるときは、当該末日後最初に到来する休日でない日をもってその期限とみなす。
- 7 入居者が前項の使用料の支払を通算して3回怠ったときは、市は、入居者に対し、何らの催告を要せずに本件契約2を解除することができる。
- 8 前項の規定による解除の意思表示があったときは、入居者は、市に対し、直ちに市営住宅を明け渡し、かつ、そのときにおける未払使用料及び契約解除の日の翌日から明渡済みに至るまで1月当たり第6項の使用料に相当する使用損害金を支払う。
- 9 当事者双方は、市と相手方との間には、本件契約1及び本件契約2に関し、この和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- 10 和解費用は、各自の負担とする。

【担当課：定住促進課】

4 工事請負契約の変更について

(1) 一級河川安永川開水路整備工事（吉森橋関連その1）

区分	金額(単位 円)	議決議会、専決年月日等
変更前金額 (議決金額)	A 203,731,200	平成30年9月市議会定例会 議案第109号
変更後金額 (今回)	B 204,463,800	令和2年1月29日 豊專第5号
増減額	B-A 732,600	
主な 変更内容		<p>1 鋼矢板土留め工の変更</p> <p>(1) 鋼矢板の仕様の変更及び切梁等の追加</p> <p>ア 鋼矢板の種類及び長さの変更 Ⅲ型 6m → Ⅳ型 10m</p> <p>イ 鋼矢板の長さの変更 Ⅲ型 7m → Ⅲ型 8.5m</p> <p>ウ 切梁等の追加 0t → 29t</p> <p>(2) 施工箇所において詳細な土質状況を確認した結果、想定よりも軟弱な粘性土が出現し、橋台施工に必要な鋼矢板長等を変更する必要が生じたため</p> <p>2 地盤改良工の追加</p> <p>(1) 0m³ → 1,780m³</p> <p>(2) 試掘により現地確認をした結果、施工に支障を来す軟弱な粘性土が出現し、浅い層の地盤を改良する必要が生じたため</p>
備考	<p>1 相手方 豊田市陣中町二丁目8番地15 沖土木建設株式会社 代表取締役 沖 剛史</p> <p>2 担当課 建設部河川課</p> <p>3 完成日 令和2年1月31日</p>	

(2) (仮称) 松平地域体育館等用地造成工事

区分	金額(単位 円)	議決議会、専決年月日等
変更前金額 (議決金額)	A 485,892,000	平成30年12月市議会定例会 議案第128号
変更後金額 (今回)	B 479,999,520	令和2年1月30日 豊専第6号
増減額	B-A △ 5,892,480	
主な 変更内容		<p>1 交通誘導員の配置数の減少 (1) 延べ840人 → 延べ400人 (2) 施工者と現場の詳細工程を協議した結果、車両搬出入を実施する日が減少し、交通誘導員を削減することとしたため</p> <p>2 軟岩掘削量の減少 (1) 35,300m³ → 21,800m³ (2) 現地を掘削したところ、地中の岩盤線が想定よりも低い箇所にあり、掘削が必要な軟岩が減少したため</p>
備考	<p>1 相手方 藤本・小野建設共同企業体 代表者 豊田市浄水町伊保原465番地1 藤本建設株式会社 代表取締役 稲葉 俊伸</p> <p>2 担当課 生涯活躍部スポーツ課</p> <p>3 完成予定日 令和2年3月19日</p>	

(3) 豊田市立朝日丘中学校給排水衛生空調設備工事

区分	金額(単位 円)	議決議会、専決年月日等
変更前金額 (議決金額)	A 253,000,000	令和元年6月市議会定例会 議案第74号
変更後金額 (今回)	B 252,670,000	令和2年1月31日 豊專第7号
増減額	B-A △ 330,000	
変更内容	空調設備のドレンアップ装置の設置の取りやめ (1) 31か所 → 0か所 (2) 空調設備の取付位置を精査した結果、自然流下によるドレン水の排水が可能であり、ドレンアップ装置の設置が不要であることが判明したため	
備考	1 相手方 豊田市元城町二丁目66番地 三河商事株式会社 代表取締役 梅村 泰弘 2 担当課 学校教育部学校づくり推進課 3 完成予定日 令和3年3月19日	

(4) 豊田市立高嶺こども園園舎改築工事

区分	金額(単位 円)	議決議会、専決年月日等
変更前金額 (議決金額)	A 799,200,000	平成30年12月市議会定例会 議案第192号
変更後金額 (今回)	B 807,120,000	令和2年2月5日 豊専第9号
増減額	B-A 7,920,000	
主な 変更内容		<p>1 防音フェンスの設置の追加 (1) 0m → 7.9m (2) こども園に設置する自家発電機を選定した結果、愛知県条例の規定値を超える騒音が発生するおそれがあることが判明したため</p> <p>2 交通誘導員の配置数の増加 (1) 延べ430人 → 延べ500人 (2) 近隣自治区との協議の結果、より安全な対策が必要であると判断し、大型車両の搬入搬出時に交通誘導員を増員することとしたため</p>
備考	<p>1 相手方 豊田市東梅坪町十丁目3番地3 太啓建設株式会社 代表取締役 大矢 伸明</p> <p>2 担当課 子ども部保育課</p> <p>3 完成予定日 令和2年8月28日</p>	

(5) 豊田地域医療センター改築工事

区分	金額(単位 円)	議決議会、専決年月日等
変更前金額 (議決金額)	A 6,162,480,000	平成30年6月市議会定例会 議案第78号
変更後金額 (今回)	B 6,167,980,000	令和2年2月10日 豊専第10号
増減額	B-A 5,500,000	
主な 変更内容	1 免振装置の性能確認試験の追加 (1) 免震装置における第三者による性能確認試験を追加するもの (2) 本工事の着手後に、免振装置を出荷する前の第三者による性能確認試験が義務化されたため 2 仮設雨水排水管の敷設の追加 (1) 0m → 620m (2) 既設雨水管との接続箇所を掘削したところ、既設污水管と干渉することが判明し、仮設雨水排水管を敷設する必要が生じたため	
備考	1 相手方 鴻池・太啓建設共同企業体 代表者 名古屋市中区錦二丁目19番1号 株式会社鴻池組 名古屋支店 常務執行役員支店長 杉澤 和男 2 担当課 福祉部地域包括ケア企画課 3 完成予定日 令和4年12月16日	

(6) 豊田地域医療センター電気設備工事

区分	金額(単位 円)	議決議会、専決年月日等
変更前金額 (議決金額)	A 1, 620, 000, 000	平成30年6月市議会定例会 議案第79号
変更後金額 (今回)	B 1, 621, 100, 000	令和2年2月10日 豊専第11号
増減額	B-A 1, 100, 000	
主な 変更内容	<p>1 動力制御盤の増設及び制御方法の変更 (1) 回路の増設 1回路 → 7回路 インバータ制御への変更 0か所 → 1か所 (2) 新棟建設に伴い撤去及び新設をする動力制御盤において、設計図書にない回路や制御方法が存在することが判明し、増設及び制御方法を変更する必要が生じたため</p> <p>2 電力監視表示機能の追加 (1) 中央監視室に自家用発電機の発電及び電力会社からの受電状況を統括的に表示する機能を追加するもの (2) 施設管理者との協議により、中央監視室において災害発生時等の異常及び緊急時の電力供給状況を一元的に管理できることとしたため</p>	
備考	<p>1 相手方 東光・小野建設共同企業体 代表者 名古屋市中区錦二丁目5番5号 八木兵伝馬町ビル 東光電気工事株式会社 中部支社 執行役員支社長 宮部 康仁</p> <p>2 担当課 福祉部地域包括ケア企画課</p> <p>3 完成予定日 令和3年5月31日</p>	

(7) 豊田地域医療センター空調設備工事

区分	金額(単位 円)	議決議会、専決年月日等
変更前金額 (議決金額)	A 1, 771, 200, 000	平成30年6月市議会定例会 議案第80号
変更後金額 (今回)	B 1, 779, 732, 630	令和2年2月10日 豊専第12号
増減額	B-A 8, 532, 630	
主な 変更内容	<p>1 契約期間内における賃金水準及び物価水準の変動に基づく契約金額の変更 (1) 施工者からの契約約款のインフレスライド条項に基づく契約金額の変更の請求に応じるもの (2) 工期内において賃金及び物価の変動が生じ、契約金額が不適当となつたため</p> <p>2 温度制御装置の移設の追加 (1) 0個 → 4個 (2) 新棟建設に伴い撤去及び新設をする動力制御盤において、設計図書にない既設空調機器の温度制御装置が存在することが判明し、移設する必要が生じたため</p>	
備考	<p>1 相手方 三建・三河建設共同企業体 代表者 名古屋市中村区名駅南二丁目14番19号 住友生命名古屋ビル23階 三建設備工業株式会社 名古屋支店 常務執行役員支店長 宮腰 俊治</p> <p>2 担当課 福祉部地域包括ケア企画課</p> <p>3 完成予定日 令和3年5月31日</p>	

(8) 豊田地域医療センター給排水衛生ガス設備工事

区分	金額(単位 円)	議決議会、専決年月日等
変更前金額 (議決金額)	A 885,600,000	平成30年6月市議会定例会 議案第81号
変更後金額 (今回)	B 886,795,742	令和2年2月10日 豊専第13号
増減額	B-A 1,195,742	
主な 変更内容	<p>1 契約期間内における賃金水準及び物価水準の変動に基づく契約金額の変更 (1) 施工者からの契約約款のインフレスライド条項に基づく契約金額の変更の請求に応じるもの (2) 工期内において賃金及び物価の変動が生じ、契約金額が不適当となつたため</p> <p>2 既設給水管の移設の追加 (1) 0m → 15m (2) 新棟建設に係る土留め工事において掘削したところ、既設給水管が設計図書と異なる位置に埋設されていることが判明したため</p>	
備考	<p>1 相手方 川崎・中根建設共同企業体 代表者 名古屋市中区大須一丁目6番47号 川崎設備工業株式会社 中部支社 執行役員支社長 田中 正義</p> <p>2 担当課 福祉部地域包括ケア企画課</p> <p>3 完成予定日 令和3年5月31日</p>	

(9) 市道和会大林線橋りょう改築工事

区分	金額(単位 円)	議決議会、専決年月日等
変更前金額 (議決金額)	A 224,154,000	平成30年9月市議会定例会 議案第108号
変更後金額 (今回)	B 221,983,200	令和2年2月10日 豊専第14号
増減額	B-A △ 2,170,800	
主な 変更内容		<p>1 旧橋橋台の撤去におけるコンクリート取壊し及び運搬 処分量の減少 (1) 200 m³ → 112 m³ (2) 地盤中の既設構造物の基礎形状が想定より小さかつたため</p> <p>2 事業損失調査の算定業務の取りやめ (1) 調査対象建物等 6棟 → 0棟 (2) 事前調査及び事後調査を実施した結果、建物等への工事による影響がなく、算定業務が不要となつたため</p>
備考		<p>1 相手方 豊田市青木町四丁目35番地2 株式会社成瀬組 代表取締役 成瀬 丙午</p> <p>2 担当課 建設部土木課</p> <p>3 完成予定日 令和2年2月14日</p>

2 議決

議案第1号 豊田市自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例

【要旨】

自転車利用者の交通安全の確保及び交通安全意識の向上並びに自転車事故による被害者の保護を図るため、自転車の安全で適正な利用の促進に関し、必要な事項を定める。

1 用語の意義

- (1) 自転車 道路交通法に規定する自転車
- (2) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者
- (3) 自転車利用者 自転車を利用する者
- (4) 事業者 市内で事業を行う法人その他の団体又は事業を行う場合における個人
- (5) 自転車小売業者 事業者のうち、自転車の小売を業とする者
- (6) 自転車貸出業者 事業者のうち、自転車の貸出しを業とする者
- (7) 学校 学校教育法に規定する学校のうち、市内に存する小学校、中学校、高等学校、特別支援学校及び高等専門学校
- (8) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、未成年者を現に監護するもの
- (9) 自転車損害賠償保険等 自転車の利用に係る交通事故により生じた他人の生命又は身体の被害に係る損害を填補することを約する保険又は共済

2 基本理念

自転車の安全で適正な利用の促進は、市民等が道路交通法その他の法令（以下「法令等」という。）を遵守し、自転車の安全で適正な利用に関する理解を深めることができるように普及啓発を図り、市民が安心して暮らせるまちの実現を目指すことを旨として、行われなければならない。

3 市の責務

- (1) 市は、基本理念にのっとり、市民等、関係機関及び関係団体と連携を図り、自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策を実施する。
- (2) 市は、市民等に対し、法令等の遵守を図り、自転車の安全で適正な利用を促進するための交通安全教育及び啓発活動を実施する。
- (3) 市は、自転車の安全で適正な利用の促進に関する活動を行う者に対し、当該活動を支援するための情報の提供その他必要な措置を講ずる。

4 市民等の責務

市民等は、法令等を遵守し、自転車の安全で適正な利用に関する理解を深めるための取組を自主的かつ積極的に行うよう努める。

5 自転車利用者の責務

(1) 自転車利用者は、次に掲げる事項を遵守し、自転車を安全かつ適正に利用する。

ア 歩道を通行することが認められている場合は、歩行者の通行を優先し、歩行者の安全を確保すること。

イ 酒気を帯びて運転しないこと。

ウ 夜間は、前照灯及び尾灯をつけて運転すること。ただし、尾灯は、これに代わる反射器材を備えている場合は、この限りでない。

エ 傘を差す等、運転時の視野又はハンドルの操作を妨げ、自転車の安定を害するような運転をしないこと。

オ 携帯電話その他の携帯端末を手で保持して通話のために使用し、又は画像表示装置に表示された画像を注視しながら運転しないこと。

カ イヤホン（補聴器を除く。）又はヘッドホンを使用して音楽等を聞く等、安全な運転に必要な交通に関する音又は声が聞こえないような状態で運転しないこと。

キ 法令等を遵守すること。

(2) 自転車利用者は、次に掲げる事項を実施するよう努める。

ア 自転車の安全で適正な利用に必要となる技能及び知識を習得すること。

イ 両側面に反射器材を備える等、安全性の向上が図られた自転車を利用すること。

6 自動車等の運転者の責務

自動車及び原動機付自転車の運転者は、自転車の安全に配慮して通行するよう努め、自転車の側方を通過するときは、自転車との間に安全な間隔を保ちながら通過するよう努める。

7 事業者の責務

事業者は、事業活動及び通勤のため自転車を利用する従業員に対し、自転車の安全で適正な利用に関する研修の実施、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努める。

8 自転車小売業者の責務

(1) 自転車小売業者は、自転車を購入しようとする者に対し、自転車の安全で適正な利用に関する必要な情報を提供するよう努める。

(2) 自転車小売業者は、自転車を購入しようとする者に対し、自転車利用者の責務を周知するよう努める。

(3) 自転車小売業者は、自転車を購入しようとする者に対し、両側面に反射器材を備えた自転車を販売し、安全性の向上が図られた自転車の利用を促進するよう努める。

9 自転車貸出業者の責務

- (1) 自転車貸出業者は、自転車を借り受けようとする者に対し、自転車の安全で適正な利用に関する必要な情報を提供するよう努める。
- (2) 自転車貸出業者は、自転車を借り受けようとする者に対し、自転車利用者の責務を周知するよう努める。
- (3) 自転車貸出業者は、自転車を借り受けようとする者に対し、両側面に反射器材を備えた自転車を貸し出し、安全性の向上が図られた自転車の利用を促進するよう努める。

10 学校の長の責務

学校の長は、在籍する児童又は生徒に対し、発達段階に応じた自転車の安全で適正な利用に関する教育及び指導を定期的に行うよう努める。

11 保護者の責務

保護者は、監護する未成年者に対し、模範行動を示し、自転車の安全で適正な利用に関する教育及び指導を行うよう努める。

12 乗車用ヘルメットの着用

- (1) 自転車利用者は、乗車用ヘルメットを着用するよう努める。
- (2) 事業者は、事業活動及び通勤のため自転車を利用する従業員に対し、乗車用ヘルメットの着用に関する指導を行うよう努める。
- (3) 自転車小売業者は、自転車を購入しようとする者に対し、乗車用ヘルメットの着用に関する必要な情報の提供及び助言を行うよう努める。
- (4) 自転車貸出業者は、自転車を借り受けようとする者に対し、乗車用ヘルメットの着用に関する必要な情報の提供及び助言を行うとともに、乗車用ヘルメットを貸し出すよう努める。
- (5) 学校の長は、在籍する児童又は生徒に対し、乗車用ヘルメットの着用に関する指導を行うよう努める。
- (6) 保護者は、監護する未成年者に対し、乗車用ヘルメットを着用させるよう努める。

13 自転車の点検及び整備

- (1) 自転車利用者、事業者及び自転車貸出業者は、利用する自転車について、定期的に点検し、必要な整備を行うよう努める。
- (2) 自転車小売業者は、自転車を購入しようとする者に対し、自転車の定期的な点検及び整備に関する必要な情報の提供及び助言を行うよう努める。
- (3) 保護者は、監護する未成年者が利用する自転車を定期的に点検し、必要な整備を行うよう努める。

1 4 自転車損害賠償保険等の加入

- (1) 自転車利用者は、自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。
ただし、当該自転車利用者以外の者が当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に加入している場合は、この限りでない。
- (2) 事業者は、事業活動のため従業員に自転車を利用させるとときは、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に加入するよう努める。
- (3) 事業者は、通勤のため自転車を利用する従業員に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等の加入を勧奨するよう努める。
- (4) 自転車小売業者は、自転車を購入しようとする者に対し、自転車損害賠償保険等の加入の有無を確認するよう努める。
- (5) 自転車小売業者は、自転車を購入しようとする者が自転車損害賠償保険等に加入していることを認めることができないときは、自転車損害賠償保険等の加入に関する情報の提供及び助言を行うよう努める。
- (6) 自転車貸出業者は、自転車を借り受けようとする者に対し、自転車損害賠償保険等を付した自転車を貸し出すよう努める。
- (7) 学校の長は、在籍する児童又は生徒の保護者に対し、当該児童又は生徒の自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等の加入の有無を確認するよう努める。
- (8) 学校の長は、在籍する児童又は生徒の保護者に対し、自転車損害賠償保険等の加入を勧奨するよう努める。
- (9) 保護者は、監護する未成年者が自転車を利用するときは、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。

1 5 自転車安全利用推進強化地区の指定

- (1) 市長は、自転車の安全で適正な利用に関する普及啓発を図るために、特に重点的に取り組む必要があると認めるときは、自転車安全利用推進強化地区（以下「推進強化地区」という。）を指定することができる。
- (2) 推進強化地区は、中学校区を単位として指定する。
- (3) 市長は、推進強化地区を指定するときは、当該地区における自転車事故の発生状況等を総合的に勘案して指定する。
- (4) 市長は、推進強化地区を指定するときは、あらかじめ、当該地区に存する自治区、当該地区に関係する市民等、関係機関及び関係団体と協議する。

1 6 推進強化地区における取組

市は、推進強化地区においては、警察署その他関係機関及び当該地区に存する関係団体と連携を図りながら、街頭活動を始めとした啓発活動等の実施のほか、自転車事故の削減に資する措置を講ずる。

1 7 委任

この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

【備考】

施行期日 令和2年4月1日。ただし、自転車損害賠償保険等の加入に関する規定は、同年10月1日。

【担当課：交通安全防犯課】

議案第2号 豊田市附属機関条例の一部を改正する条例

【要旨】

新製品・新技術等開発補助金制度の見直しに伴い、豊田市新製品・新技術等開発補助事業審査会の名称及び委員の選任基準を変更するとともに、豊田市ものづくり創造拠点の設置により新興企業への支援体制が整備されたことに伴い、設置の必要がなくなった豊田市新産業創造委員会を廃止する。

1 豊田市新製品・新技術等開発補助事業審査会の名称の変更

<現 行>	<令和2年4月1日以後>
豊田市新製品・新技術等開発補助事業審査会	→ 豊田市ものづくり創造補助事業審査会

2 豊田市新製品・新技術等開発補助事業審査会委員の選任基準の変更

現 行	令和2年4月1日以後
技術士	技術士
中小企業診断士	中小企業診断士
関係行政機関の職員	関係行政機関の職員
学識経験者	学識経験者
	その他市長が適当と認める者

3 豊田市新産業創造委員会の廃止（令和2年4月1日）

豊田市新産業創造委員会を廃止する。

【担当課：ものづくり産業振興課】

議案第3号 豊田市職員給与条例の一部を改正する条例

【要旨】

教育保育職の給与制度の見直しに伴い、教育保育職の等級別基準職務表及び給料表の改定、時間外勤務手当等の特例の廃止その他所要の改正を行う。

1 教育保育職給料表等級別基準職務表の改定

現 行	令和2年4月1日以後
1級 保育師の職務	1級 保育師の職務
2級 主任の職務	2級 1 相当の知識経験を必要とする業務を担当する保育師の職務
3級 指導主事及び園長の職務	2 高度の知識経験を必要とする業務を担当する中級保育師の職務 3 細特に高度の知識経験を必要とする中級保育師の職務
	4級 上級保育師の職務 5級 指導主事及び園長の職務 6級 主幹の職務

2 教育保育職給料表の改定（令和2年4月1日以後）

等級別基準職務表の改定に合わせて、教育保育職給料表を改定する。

3 教育保育職に係る時間外勤務手当等の特例の廃止（令和2年4月1日）

超過勤務の実績に応じた時間外勤務手当及び休日勤務手当の支給を開始することに伴い、教育保育職に係る時間外勤務手当及び休日勤務手当の不支給の特例を廃止する。

【担当課：人事課】

議案第4号 豊田市職員特殊勤務手当条例の一部を改正する条例

【要旨】

職員に支給する特殊勤務手当を明確にするため、職員の特殊勤務手当の種類、勤務の内容及び支給額に関し必要な事項を定める。

職員の特殊勤務手当の種類、勤務の内容及び支給額に関する事項の整備

職員の特殊勤務手当の種類、勤務の内容及び支給額に関し必要な事項を定める。

【担当課：人事課】

議案第5号 豊田市基金条例の一部を改正する条例

【要旨】

豊田市社会福祉基金及び豊田市青少年健全育成基金の額を変更するとともに、豊田市情報通信基盤整備基金を廃止する。

1 既存基金の額の変更

名 称	現 行	改 正 後
豊田市社会福祉基金	4億8,523万2,170円	4億9,010万3,370円
豊田市青少年健全育成基金	5,794万9,804円	5,799万9,804円

2 豊田市情報通信基盤整備基金の廃止（令和2年4月1日）

豊田市情報通信基盤整備基金を廃止する。

【担当課：財政課】

議案第6号 豊田市手数料条例の一部を改正する条例

【要旨】

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、個人番号の通知カードの再交付手数料を廃止するとともに、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令等の一部改正に伴い、建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請等に係る手数料の改正を行う。

- 1 個人番号の通知カードの再交付手数料の廃止（公布の日又は情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日以後）
個人番号の通知カードの廃止により再交付手数料を廃止する。

- 2 建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請の手数料において、外皮性能及び一次エネルギー消費量について一定のモデルを用いた簡易計算方法による場合の追加

(1) 一戸建て住宅

現 行	改 正 後
建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るもの	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)(i)及び(3)並びにロ(2)及び(3)に定める基準に係るもの

(2) 共同住宅等

現 行	改 正 後
全住戸が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものであるもの	全住戸が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)(ii)及び(3)並びにロ(2)及び(3)に定める基準に係るものであるもの

- 3 低炭素建築物新築等計画認定申請、低炭素建築物新築等計画変更認定申請、建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請、建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請及び建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請に係る手数料の改正

共同住宅等における一次エネルギー消費量の算出において、共用部分を評価しない方法が可能になったことにより、共用部分を計算しない評価方法による場合は、当該共用部分に係る手数料は徴収しない。

【備考】

用語の意義

(1) 外皮性能

建築物の内外の温度差による熱損失量によって求められる外壁、屋根等の断熱性能

(2) 一次エネルギー消費量

建築物に設置される暖冷房、換気、給湯、照明等の設備によって消費される燃料、熱、電気等のエネルギーの消費量を熱量に換算したもの

(3) 低炭素建築物新築等計画認定申請

市街化区域等内において、建築物の低炭素化に資する建築物等の新築等をしようとする者が、低炭素化のための建築物の新築等に関する計画を作成し、所管行政庁に認定を申請するもの

(4) 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請

エネルギー消費性能の向上に資する建築物の新築等をしようとする建築主等が、エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等に関する計画を作成し、所管行政庁に認定を申請するもの

(5) 建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請

建築物の所有者が、所管行政庁に対し、建築物について建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定を申請するもの

【担当課：財政課】

議案第7号 豊田市印鑑条例の一部を改正する条例

【要旨】

成年被後見人の権利の制限に係る措置の適正化を図るため、印鑑の登録を受けることができない者を変更する。

印鑑の登録を受けることができない者の変更

現 行	改 正 後
(1) 15歳未満の者	(1) 15歳未満の者
(2) 成年被後見人	(2) 意思能力を有しない者

【担当課：市民課】

議案第8号 豊田市民広場条例の一部を改正する条例

【要旨】

行政需要の変化に的確に対応するため、矢作川池島公園及び矢作川時瀬公園を廃止する。

廃止する豊田市民広場
矢作川池島公園
矢作川時瀬公園

【備考】

改正後の市民広場の数 8か所（2か所減）

【担当課：公園緑地管理課】

議案第9号 豊田市交流館条例の一部を改正する条例

【要旨】

豊田市足助交流館の改修に伴い、大会議室の利用面積が減少するため、使用料を改定する。

豊田市足助交流館大会議室の使用料の改定

<現 行>	<令和2年6月1日以後>
200円	→ 140円

【担当課：市民活躍支援課】

議案第10号 豊田市医療費助成条例の一部を改正する条例

【要旨】

若者世代の医療に関する経済的負担を軽減するため、子ども医療費の助成の受給資格者の拡大その他所要の改正を行う。

子ども医療費の助成の受給資格者の拡大

現 行	令和2年4月1日以後
出生の日から15歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者	1 出生の日から6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 2 6歳に達する日以後の最初の3月31日を経過し、15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 3 <u>15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過し、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者で、病院又は診療所で入院して行われる医療を受けているもの</u> 4 <u>18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過し、24歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（大学（大学院を除く。）、高等専門学校、専修学校その他市長が適当と認める教育施設に在学する者であって、規則で定めるものに限る。）で、病院又は診療所で入院して行われる医療を受けているもの</u>

【担当課：福祉医療課】

議案第11号 豊田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例

【要旨】

放課後児童健全育成事業の質を確保するため、放課後児童支援員の認定に必要な研修の拡大、放課後児童支援員とみなすことができる規定の整備、経過措置の期限の延長その他所要の改正を行う。

1 放課後児童支援員の認定に必要な研修の拡大

現 行	令和2年4月1日以後
都道府県知事が行う研修	都道府県知事若しくは指定都市の長が行い、又は市長が認める研修

2 放課後児童支援員とみなすことができる規定の整備

- (1) 保育士、社会福祉士等の基礎資格を有する者であって、市長の監督に属する放課後児童健全育成事業に従事し始めてから3年以内に研修を修了する予定であるもの
- (2) 市長の監督に属する放課後児童健全育成事業に従事する者であって、保育士、社会福祉士等の基礎資格を有する者となってから3年以内に研修を修了する予定であるもの

3 経過措置の期限の延長

放課後児童支援員認定資格研修を修了していない者であっても、放課後支援員とみなすことができる期限を延長する。

現 行	令和2年4月1日以後
平成32年3月31日	令和7年3月31日

【担当課：次世代育成課】

議案第12号 豊田市地域広場条例の一部を改正する条例

【要旨】

豊田市ふれあい広場の廃止及び豊田市ちびっこ広場の新設に伴い、所要の改正を行う。

1 廃止する豊田市ふれあい広場

中越戸ふれあい広場
美山町ふれあい広場

2 新設する豊田市ちびっこ広場

桝塚東町大分ちびっこ広場

【備考】

改正後のふれあい広場の数	122か所（2か所減）
改正後のちびっこ広場の数	423か所（1か所増）

【担当課：公園緑地管理課】

議案第13号 豊田市保健センター条例の一部を改正する条例

【要旨】

行政需要の変化に的確に対応するため、豊田市藤岡保健センターの廃止その他所要の改正を行う。

1 豊田市藤岡保健センターの廃止（令和2年4月1日）

豊田市藤岡保健センターを廃止する。

2 名称の変更

現 行	令和2年4月1日以後
豊田市中央保健センター	豊田市保健センター

【担当課：（保）総務課】

議案第14号 豊田市旅館業の施設の衛生措置及び構造設備の基準等に関する条例の一部を改正する条例

【要旨】

旅館業における衛生等管理要領の一部改正に準じて、浴槽の湯の遊離残留塩素濃度の基準を変更する。

浴槽の湯の遊離残留塩素濃度の基準の変更

<現 行>	<令和2年4月1日以後>
1リットルにつき0.2ミリグ ラム以上	→ 1リットルにつき0.4ミリグ ラム以上

【備考】

遊離残留塩素濃度

水道水などの消毒のために添加され、水中に残留した塩素の濃度。殺菌力の指標として用いられる。

【担当課：感染症予防課】

議案第15号 豊田市公衆浴場の設置の場所の配置及び衛生措置等の基準に関する条例の一部を改正する条例

【要旨】

公衆浴場における水質基準等に関する指針の一部改正に準じて、浴槽の湯の水質基準を追加するとともに、公衆浴場における衛生等管理要領の一部改正に準じて、浴槽の湯の遊離残留塩素濃度の基準の変更その他所要の改正を行う。

1 浴槽の湯の水質基準の追加

現 行	令和2年4月1日以後
濁度は5度を、過マンガン酸カリウム消費量は1リットルにつき25ミリグラムを超えないこと。	濁度は5度を超えず、かつ、 <u>有機物（全有機炭素の量）は1リットルにつき8ミリグラム又は過マンガン酸カリウム消費量は1リットルにつき25ミリグラムを超えないこと。</u>

2 浴槽の湯の遊離残留塩素濃度の基準の変更

<現 行>	<令和2年4月1日以後>
1リットルにつき0.2ミリグラム以上	→ 1リットルにつき0.4ミリグラム以上

【備考】

全有機炭素

水中に存在する有機物の総量を、有機物中に含まれる炭素量で示したもので、水の汚れを示す指標の一つ

【担当課：感染症予防課】

議案第16号 豊田市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する
条例

【要旨】

社会環境の変化に的確に対応するため、火葬場の構造基準について見直しを行う。

火葬場の構造基準の見直し

現 行	令和2年4月1日以後
煙突は、高さ18m以上、口径0.4m以上とし、消煙装置を設けること。	消煙装置を設けること。

【担当課：感染症予防課】

議案第17号 豊田市人と動物の共生社会の推進に関する条例の一部を改正する条例

【要旨】

動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正に伴い、動物の愛護及び管理の事務を担当する職員を設置する。

動物愛護管理担当職員の設置（令和2年6月1日以後）

動物の愛護及び管理に関する事務を行わせるため、動物愛護管理担当職員を置く。

【担当課：保健衛生課】

議案第18号 豊田市食品衛生条例の一部を改正する条例

【要旨】

食品衛生法の一部改正に伴い、食品関係営業施設の公衆衛生上講ずべき措置の基準を削除する。

公衆衛生上講ずべき措置の基準の削除（令和2年6月1日）

条例で定めることができるとされていた基準が、食品衛生法及び食品衛生法施行規則で規定されることになったため、条例で定めていた次の基準を削る。ただし、これらの基準は、令和3年5月31日までは、なおその効力を有する。

- (1) 食品関係営業施設の内外の清潔保持、ねずみ、昆虫等の駆除その他公衆衛生上講ずべき措置に関する基準
- (2) 食品衛生責任者の設置に係る基準

【担当課：保健衛生課】

議案第19号 豊田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

【要旨】

国民健康保険事業費納付金の納付に必要な額を補うため、国民健康保険税の基礎課税額に係る所得割額の税率を引き上げる。

基礎課税額に係る所得割額の税率の引上げ

現 行	令和2年4月1日以後
100分の4.86	100分の5.13

【担当課：国保年金課】

議案第20号 豊田市公設地方卸売市場条例の一部を改正する条例

【要旨】

卸売市場法の改正による地方卸売市場の認定制度の導入に伴い、卸売業務の承認等の手続、卸売市場の業務の方法、取引参加者が遵守すべき事項等を定め、業務規程として整備するほか、市場の活性化を図るための所要の改正を行う。

1 卸売業務の承認等の手続の設定（令和2年6月21日以後）

- (1) 卸売業者として卸売業務を行おうとする者は、市長の承認を受けなければならない。
- (2) 市長は、申請者が次のいずれかに該当するときは、(1)の承認をしてはならない。
 - ア 破産者で復権を得ない者であるとき。
 - イ 禁錮以上の刑に処せられた者等であるとき。
 - ウ 承認の取消しを受けた日から3年を経過しない者であるとき。
 - エ 卸売業務を適確に遂行するために必要な知識、経験又は資力信用を有しない者であるとき。
 - オ 暴力団関係者であるとき。
 - カ 法人その他の団体である場合は、その業務を執行する役員のうちにアからオまでのいずれかに該当する者があるとき。
- (3) 市長は、卸売業者が(2)ア、イ、エ、オ又はカのいずれかに該当することとなったときは、承認を取り消すものとする。また、市長は、卸売業者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく处分に違反した場合のほか、卸売業者が次のいずれかに該当するときは、承認を取り消すことができる。
 - ア 正当な理由がないにもかかわらず、承認の通知を受けた日から起算して30日以内に保証金を預託しないとき。
 - イ 正当な理由がないにもかかわらず、承認の通知を受けた日から起算して30日以内に業務を開始しないとき。
 - ウ 正当な理由がないにもかかわらず、引き続き30日以上業務を休止したとき。
 - エ その他業務の遂行が不可能と認めたとき。
- (4) 卸売業者が営業の譲渡しをする場合において、譲渡人及び譲受人が譲渡し及び譲受けについて市長の承認を受けたときは、卸売業者の地位を承継する。また、卸売業者である法人の合併の場合又は分割の場合において当該合併又は分割について市長の承認を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により市場における卸売業務を承継した法人は、卸売業者の地位を承継する。
- (5) 卸売業者が死亡した場合において、相続人が被相続人の行っていた市場における卸売業務を引き続き営もうとするときは、被相続人が死亡した日から起算して60日以内に市長の承認を受けなければならない。
- (6) 卸売業者は、次のいずれかに該当するときは、遅滞なくその旨を市長

に届け出なければならない。

- ア 氏名、名称、商号又は住所に変更があったとき。
- イ 卸売業務を開始し、休止し、又は再開したとき。
- ウ 卸売業務を廃止したとき。
- エ その他規則で定める事項に該当したとき。

2 買出入の登録等の手続の設定（令和2年6月21日以後）

- (1) 買出入になろうとする者は、市長の登録を受けなければならぬ。
- (2) 買出入は、次のいずれかに該当するときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。
 - ア 氏名、名称、商号又は住所に変更があったとき。
 - イ その他規則で定める事項に該当したとき。
- (3) 買出入が死亡し、又は解散したときは、当該買出入の相続人又は清算人は、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

3 卸売市場の業務の方法の設定（令和2年6月21日以後）

- (1) 市長は、市場の業務の運営に関し、取引参加者に対して、不当に差別的な取扱いをしてはならない。
- (2) 市長は、卸売業者から当日卸売をする物品に係る報告を受けたときは、その日の卸売のための販売開始時刻までに、当日卸売される物品及び前日卸売された物品について主要な品目の規格、数量及び主要な産地並びに前開場日に卸売された主要な品目の数量及びその価格を市場内に掲示するとともに、インターネットの利用その他適切な方法により公表するものとする。また、卸売業者から当日卸売をした物品等に係る報告を受けたときは、当日販売された物品について主要な品目の数量及び価格を市場内に掲示するとともに、インターネットの利用その他適切な方法により公表するものとする。

4 取引参加者が遵守すべき事項の設定（令和2年6月21日以後）

- (1) 卸売業者は、事業報告書を市長に提出しなければならない。
- (2) 卸売業者は、事業報告書について閲覧の申出があった場合は、正当な理由がある場合を除き、これを閲覧させなくてはならない。
- (3) 取引参加者間の決済の期日及び方法は、規則で定める。
- (4) 卸売業者は、規則で定める取引品目その他売買取引の条件について、インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。
- (5) 卸売業者は、毎開場日、当日卸売をする物品について品目ごとの規格、数量、主要な産地等について市長に報告するとともに、インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。また、毎開場日、当日卸売をした物品の数量、価格等を市長に報告するとともに、インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

- (6) 卸売業者は、第三者販売及び商物分離販売並びに自己買付を行うことができるものとする。
- (7) 仲卸業者は、直荷引き及び商物分離販売を行うことができるものとする。

5 市場の活性化を図るための所要の改正（令和2年6月21日以後）

- (1) 取扱品目の追加
 - ア 花き、種苗及びこれらに関連する資材（野菜、果実及びこれらの加工品と合わせて取り扱うものに限る。）
 - イ 冷凍食品、乾物、菓子、飲料、調味料等の食料品等（野菜、果実及びこれらの加工品又は生鮮水産物及びその加工品と合わせて取り扱うものに限る。）
- (2) セリ人の登録の有効期間の廃止
- (3) 仲卸業者数の制限の廃止
- (4) 仲卸業者と卸売業者の兼業禁止の廃止
- (5) 売買参加者と仲卸業者又は卸売業者の兼業禁止の廃止
- (6) 卸売の相手方の制限の廃止
- (7) 市場外にある物品の卸売の禁止の廃止
- (8) 卸売業者についての卸売の相手方としての買受けの禁止の廃止
- (9) 委託手数料以外の報償の收受の禁止の廃止
- (10) 受託契約の約款の承認制の廃止
- (11) 仲卸業者の販売の委託の引受けの禁止の廃止
- (12) 仲卸業者の卸売業者以外の者からの買入販売の禁止の廃止

【担当課：卸売市場】

議案第21号 豊田市観光施設条例の一部を改正する条例

【要旨】

行政需要に的確に対応するため、旭観光案内所を廃止する。

旭観光案内所の廃止（令和2年4月1日）

旭観光案内所を廃止する。

【担当課：旭支所】

議案第22号 豊田市川見四季桜の里条例の一部を改正する条例

【要旨】

施設の適正かつ効率的な管理運営を図るため、駐車場使用料の納付が必要な期間を変更するとともに、駐車場を利用できる車両の区分等を見直す。

1 駐車場使用料の納付が必要な期間の変更

現 行	令和2年4月1日以後
11月1日から同月30日までの日の午前9時から午後4時までの時間	11月1日から同月30日までの期間を基準として市長が別に定める期間の各日の午前9時から午後4時までの間

2 駐車場を利用する車両の区分等の見直し

現 行		令和2年4月1日以後	
車両区分	使用料 (1台1回)	車両区分	使用料 (1台1回)
大型バス	2,000円	大型自動車	2,000円
マイクロバス	1,000円	普通自動車	500円
普通自動車	500円	自動二輪車	300円
—	—		

【担当課：小原支所】

議案第23号 豊田市屋外広告物条例の一部を改正する条例

【要旨】

屋外広告物による危害を未然に防止し、安全性を確保するため、屋外広告物の安全点検の義務付けに関し、必要な事項を定める。

1 屋外広告物の安全点検の義務化（令和2年4月1日以後）

広告物を表示し、掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者は、これらの本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況を点検しなければならない。

2 有資格者による屋外広告物の点検の義務化（令和5年4月1日以後）

規則で定める屋外広告物については、屋外広告物法に規定する登録試験機関が行う試験に合格した者等による点検を義務付ける。

【担当課：建築相談課】

議案第24号 豊田都市計画事業豊田土橋土地区画整理事業施行規程等の一部を改正する条例

【要旨】

土地区画整理法施行令の一部改正に伴い、分割徴収し、又は分割交付する清算金に付すべき利子の利率を変更する。

- 1 豊田都市計画事業豊田土橋土地区画整理事業施行規程の一部改正
分割徴収し、又は分割交付する清算金に付すべき利子の利率の変更
<現 行> <令和2年4月1日以後>
年 6 % → 土地区画整理法第103条第4項の規定による
公告があった日の翌日における法定利率
- 2 豊田都市計画事業豊田寺部土地区画整理事業施行規程の一部改正
分割徴収し、又は分割交付する清算金に付すべき利子の利率の変更
<現 行> <令和2年4月1日以後>
年 6 % → 土地区画整理法第103条第4項の規定による
公告があった日の翌日における法定利率
- 3 豊田都市計画事業及び西三河都市計画事業豊田花園土地区画整理事業施行規程の一部改正
分割徴収し、又は分割交付する清算金に付すべき利子の変更
<現 行> <令和2年4月1日以後>
分割徴収する場合は、土地区画整理法第103条第4項の規定による換地処分の公告の日の翌日における財政融資資金の貸付金の利率。分割交付する場合は、年 6 % → 土地区画整理法第103条第4項の規定による公告があった日の翌日における法定利率

【担当課：市街地整備課】

議案第25号 豊田市都市公園条例の一部を改正する条例の一部を改正する
条例

【要旨】

鞍ヶ池緑地への指定管理者制度の導入に伴い、指定管理施設の利用日及び利用時間の設定並びに指定管理者の業務の追加その他所要の改正を行う。

1 鞍ヶ池緑地の利用日及び利用時間の設定（令和3年4月1日以後）

区分	利用日	利用時間
舟遊場	12月1日から翌年2月末日までを除く日	(1) 3月1日から9月30日まで 午前9時から午後6時まで
		(2) 10月1日から11月30日まで 午前9時から午後4時まで
プレイハウス	12月29日から同月31日までを除く日	午前9時から午後5時まで
植物園	月曜日（休日に当たる日を除く。）及び12月29日から同月31日までを除く日	午前9時から午後5時まで

2 指定管理者が行う業務の追加（令和3年4月1日以後）

鞍ヶ池緑地（動物園を除く。）において、次に掲げる行為をしようとする者に対する許可を指定管理者の業務とする。

- (1) 行商、募金その他これらに類する行為をすること。
- (2) 業として写真又は映画を撮影すること。
- (3) 興行を行うこと。
- (4) 都市公園の全部又は一部を独占して展示会、博覧会その他これに類する催しを行うこと。

【担当課：公園緑地管理課】

議案第26号 豊田市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部
を改正する条例

【要旨】

公共下水道事業計画の変更に伴い、公共下水道事業の計画処理人口等を
変更する。

公共下水道事業計画の変更に伴う公共下水道事業の計画処理人口等の変
更

区分	現行	令和2年4月1日以後
計画処理人口	31万2,688人	32万2,844人
計画処理区域面積	5,838ha	5,946ha
計画1日最大処理水量	12万3,997m ³	12万9,709m ³

【担当課：（上下水）企画課】

議案第27号から議案第39号まで 令和元年度豊田市補正予算
→「予算関係議案の要旨（資料2）」参照

議案第40号から議案第52号まで 令和2年度豊田市予算
→「予算関係議案の要旨（資料2）」参照

議案第53号 工事請負契約の締結について（（仮称）松平地域体育館等新築工事）

【要旨】

スポーツの振興及び市民の健康の増進を図るため、（仮称）松平地域体育館等を新築する。

- 1 契約目的 （仮称）松平地域体育館等新築工事
- 2 契約金額 1,111,000,000円
- 3 相手方 豊田市亀首町上向イ田65番地
トヨタT&S建設株式会社
代表取締役 小山 裕康
- 4 契約方法 一般競争入札（2名）

【備考】

- 1 工事場所 豊田市九久平町地内
- 2 工事概要
 - (1) 建築工事
 - ア 構造
 - (ア) 体育館 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造地上2階建て
 - (イ) 屋外トイレ・屋外倉庫 木造平屋建て
 - (ウ) 車椅子駐車場・歩廊 鉄骨造平屋建て
 - (エ) 凈化槽機械室 鉄骨造平屋建て
 - (オ) 受水槽機械室 鉄骨造平屋建て
 - イ 面積 建築面積2,821.63m²、延べ面積2,910.06m²
 - (2) 外構工事
 - ア 舗装工 駐車場117台、歩道4,085m²
 - イ 雨水排水設備工
 - (ア) 雨水樹 22か所
 - (イ) 排水管 312.6m
 - ウ 囲障整備
 - (ア) 目隠しフェンス 78.9m
 - (イ) メッシュフェンス 32.8m
 - (ウ) 扉 4か所
 - 3 完成予定日 令和3年10月29日

【担当課：スポーツ課】

議案第54号 工事請負契約の締結について（（仮称）松平地域体育館等電気設備工事）

【要旨】

スポーツの振興及び市民の健康の増進を図るため、（仮称）松平地域体育館等を新築する。

- 1 契約目的 （仮称）松平地域体育館等電気設備工事
- 2 契約金額 184,800,000円
- 3 相手方 豊田市元町68番地3
豊田電気株式会社
代表取締役 芳賀 孝之
- 4 契約方法 一般競争入札（4名）

【備考】

- 1 工事場所 豊田市久平町地内
- 2 工事概要 体育館、屋根付広場及び附帯施設電気設備工事
 - ア 電灯設備 一式
 - イ 動力設備 一式
 - ウ 受変電設備 一式
 - エ 映像音響設備 一式
 - オ 拡声設備 一式
 - カ 監視カメラ設備 一式
 - キ 火災報知設備 一式
- 3 完成予定日 令和3年10月29日

【担当課：スポーツ課】

議案第55号 工事請負契約の締結について（（仮称）松平地域体育館等給排水衛生ガス空調設備工事）

【要旨】

スポーツの振興及び市民の健康の増進を図るため、（仮称）松平地域体育館等を新築する。

- 1 契約目的 （仮称）松平地域体育館等給排水衛生ガス空調設備工事
- 2 契約金額 152,900,000円
- 3 相手方 豊田市竹町豊22番地2
株式会社高岡管工建設
代表取締役 渡辺 繁光
- 4 契約方法 一般競争入札（3名）

【備考】

- 1 工事場所 豊田市久平町地内
- 2 工事概要 体育館、屋根付広場及び附帯施設給排水衛生ガス空調設備工事
 - ア 空気調和設備 一式
 - イ 換気設備 一式
 - ウ 衛生器具設備 一式
 - エ 給水設備 一式
 - オ 排水設備 一式
 - カ 給湯設備 一式
 - キ 消火設備 一式
 - ク ガス設備 一式
- 3 完成予定日 令和3年10月29日

【担当課：スポーツ課】

議案第56号 財産の交換について（豊田市どんぐりの里いなぶ用地（桑原町及び武節町地内））

【要旨】

農林水産業の振興及び観光交流の促進を図るため、市が所有する豊田市どんぐりの里いなぶの用地の一部と相手方が所有する豊田市どんぐりの里いなぶの管理に必要な用地を交換する。

- 1 交換財産の種別 土地
- 2 交換の用に供する土地
 - (1) 面 積 481.87 平方メートル
 - (2) 所在地 豊田市桑原町上中村357番2 ほか3筆
- 3 交換により取得する土地
 - (1) 面 積 574.64 平方メートル
 - (2) 所在地 豊田市武節町針原5番1
- 4 相 手 方 名古屋市中区三の丸二丁目5番1号
国土交通省中部地方整備局
局長 勢田 昌功
- 5 その 他 土地の価格の差額である807万9,532円を精算金として支払う。

【備考】

- 1 供する土地の単価 14,000円／m²
- 2 取得する土地の単価 25,800円／m²
- 3 参考図 62ページ

【担当課：稻武支所】

議案第57号 財産の取得について（豊田地域医療センターネットワーク設備及び電話設備）

【要旨】

市民の健康保持及び医療体制の充実を図るため、豊田地域医療センターのネットワーク設備及び電話設備を購入する。

1 取得する財産

(1) 種 別 豊田地域医療センターネットワーク設備及び電話設備
(2) 数 量 一式

2 取得価格 352,000,000円

3 相 手 方 名古屋市中村区名駅一丁目1番3号
富士通株式会社 東海支社
支社長 弁田 元彦

4 契約方法 一般競争入札（1名）

【備考】

供給予定期限 令和3年7月30日

【担当課：地域包括ケア企画課】

議案第58号 財産の取得について（小学校教師用デジタル教科書）

【要旨】

小学校用教科書が改訂されるため、小学校教師用デジタル教科書を更新する。

1 取得する財産

- (1) 種別 小学校教師用デジタル教科書
(2) 数量 76セット

2 取得価格 100, 545, 720円

3 相手方 名古屋市中区丸の内三丁目16番5号 株式会社愛知県教科書特約供給所 代表取締役 星野 史彦

4 契約方法 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約

【備考】

供給予定期限 令和2年4月30日

【担当課：学校教育課】

議案第59号 財産の取得について（豊田市立豊田特別支援学校通学バス）

【要旨】

安全安心なバス運行に資するため、老朽化した豊田市立豊田特別支援学校通学バスを更新する。

1 取得する財産

- (1) 種別 豊田市立豊田特別支援学校通学バス
(2) 数量 2台

2 取得価格 64,052,681円

3 相手方 豊田市伊保町大鳥居28番地 愛知日野自動車株式会社 豊田営業所 所長 川村 啓之

4 契約方法 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約

【備考】

- 1 物件概要
大型バス（ノンステップ、車椅子固定装置付き）
2 供給予定期限
令和2年8月21日

【担当課：学校づくり推進課】

議案第60号 調停の申立てについて

【要旨】

健全な市街地の形成を図るため、豊田都市計画事業豊田土橋土地区画整理事業に必要な土地の明渡しを求めるとともに、当該土地上にある工作物等の移転に要する費用を補償する調停を申し立てる。

1 相 手 方 安城市高棚町小牧48番地1
名豊興業株式会社
代表取締役 齊藤 坂夫

2 申立ての趣旨

- (1) 相手方は、市に対し、豊田市曙町五丁目24番1、25番1、26番1及び47番2の土地（以下「本件土地」という。）上の受水槽、フェンス、アスファルト舗装等その他工作物等一式（以下「本件工作物等」という。）を収去し、本件土地の一部を明け渡せ。
- (2) 市は、相手方に対し、本件工作物等の移転に要する費用に相当する額の補償金を支払う。

3 申立ての原因

- (1) 市は、豊田都市計画事業豊田土橋土地区画整理事業（以下「本件土地区画整理事業」という。）の施行者として、土地区画整理法第98条第1項の規定により、平成15年9月9日付け仮換地指定通知をもって、本件土地を従前地とする仮換地指定をした。
- (2) 本件土地上には相手方が所有する本件工作物等が存在しており、本件土地区画整理事業を施行するためには、本件工作物等の収去及び本件土地の明渡しが必要である。
- (3) 市は、相手方と本件土地の明渡し及び本件工作物等の移転に要する費用の補償に係る交渉を行いたいが、相手方は、これに応じない。

4 取扱方針

- (1) 調停の申立て前に交渉が成立した場合は、調停の申立てをしない。
- (2) 調停が成立しない場合は、市は、土地区画整理法第77条に基づき、本件工作物等を除却する。

【担当課：市街地整備課】

議案第61号 指定管理者の指定について（豊田市足助プール）

【要旨】

市民サービスの向上及び施設の効率的な管理運営を図るため、豊田市足助プールの指定管理者を指定する。

- 1 施設の名称 豊田市足助プール
- 2 指定管理者 となる団体
名古屋市北区上飯田通一丁目18番地
株式会社メイギガードサービス
代表取締役 浅山 元喜
- 3 指定の期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

【備考】

- 1 株式会社メイギガードサービスの概要
 - (1) 設立年月 平成13年4月
 - (2) 資本金 10,000,000円
 - (3) 職員数 20名
 - (4) 事業内容
 - ア 警備業法に基づく警備業
 - イ 防犯及び防災機器器具の販売
 - ウ 防犯及び防災設備の設計施工及び保守点検
 - エ 不動産の売買、仲介、賃貸、管理、清掃及びあっせん
並びにビルメンテナンス業務
 - オ 受付、案内、電話交換等の業務処理サービス
 - カ 人材派遣業務
- 2 指定管理者となる団体の選定方法
公募（2名）

【担当課：足助支所】

議案第62号 指定管理者の指定について（豊田市立南部休日救急内科診療所）

【要旨】

市民サービスの向上及び施設の効率的な管理運営を図るため、豊田市立南部休日救急内科診療所の指定管理者を指定する。

- 1 施設の名称 豊田市立南部休日救急内科診療所
- 2 指定管理者 豊田市西山村三丁目30番地1
となる団体 公益財団法人豊田地域医療センター
理事長 宮川 秀一
- 3 指定の期間 令和2年7月1日から令和5年3月31日まで

【備考】

- 1 公益財団法人豊田地域医療センターの概要
 - (1) 設立年月 昭和52年10月
 - (2) 基本財産 10,000,000円
 - (3) 職員数 309名
 - (4) 事業内容
 - ア 休日及び全夜間救急診療事業
 - イ 慢性期医療、高齢者医療及び高齢者向け健康講座活動事業
 - ウ 健診、保健指導及び健康教育活動事業
 - エ 介護保険関連事業
 - オ 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業
 - カ 看護師養成事業
 - キ 訪問看護師育成事業
- 2 指定管理者となる団体の選定方法
公募（1名）

【担当課：地域包括ケア企画課】

議案第63号 指定管理者の指定について（豊田市こども発達センターおひさま）

【要旨】

市民サービスの向上及び施設の効率的な管理運営を図るため、豊田市こども発達センターおひさまの指定管理者を指定する。

- 1 施設の名称 豊田市こども発達センターおひさま
- 2 指定管理者 豊田市西山町二丁目19番地
となる団体 社会福祉法人豊田市福祉事業団
理事長 高橋 優
- 3 指定の期間 令和2年7月1日から令和6年3月31日まで

【備考】

- 1 社会福祉法人豊田市福祉事業団の概要
 - (1) 設立年月 平成6年4月
 - (2) 基本財産 10,000,000円
 - (3) 職員数 123名
 - (4) 事業内容 第二種社会福祉事業
- 2 指定管理者となる団体の選定方法
豊田市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（以下「指定手続条例」という。）第2条第1号該当
- 3 指定手続条例第2条第1号
専門的かつ高度な技術等を有する特定の団体を指定管理者に指定することが必要なとき。

【担当課：障がい福祉課】

議案第64号 包括外部監査契約の締結について

【要旨】

次の者と包括外部監査契約を締結する。

- | | |
|--------|---|
| 1 契約目的 | 包括外部監査契約に基づく監査及び当該監査の結果に関する報告 |
| 2 契約始期 | 令和2年4月1日 |
| 3 契約金額 | 10,500,000円を上限とする額 |
| 4 支払方法 | 監査の結果に関する報告書の提出後の一括払 |
| 5 相手方 | 名古屋市千種区清住町二丁目38番地の1
プラウド東山205号
弁護士 田口 勤 |

【担当課：法務課】

議案第65号 町の区域の変更について（豊田都市計画事業豊田寺部土地区画整理事業）

【要旨】

豊田都市計画事業豊田寺部土地区画整理事業の実施に伴い、町の区域を変更する。

変更に係る区域

- (1) 上野町 一丁目、二丁目及び三丁目の各一部
- (2) 千石町 二丁目及び三丁目の各一部
- (3) 高橋町 一丁目、二丁目及び五丁目の各一部
- (4) 寺部町 三丁目、四丁目及び五丁目の各一部

【備考】

豊田都市計画事業豊田寺部土地区画整理事業

- (1) 事業主体 豊田市
- (2) 事業費 15,841,000千円
- (3) 事業年度 平成19年度から令和4年度まで
- (4) 区域面積 20.9ha
- (5) 計画戸数 629戸
- (6) 計画人口 1,673人

【担当課：法務課】

議案第66号 市道の認定について

【要旨】

市道路網の整備を図るため、路線を認定する。

1 認定路線数 34路線

整理番号	路線名 (路線番号)	上段	起終点	延長 (m)	標準幅員 (最小～最大) (m)
		下段	認定の理由		
1	四郷4号線 (5012)	豊田市四郷町森前123番地先	豊田市四郷町森前119番1地先	78.0	6.0 (6.0～10.2)
		豊田四郷駅周辺土地区画整理事業により設置帰属する道路を市道路線として供用するため			
2	四郷5号線 (5013)	豊田市四郷町森前122番地先	豊田市四郷町森前156番地先	163.9	6.0 (6.0～10.2)
		豊田四郷駅周辺土地区画整理事業により設置帰属する道路を市道路線として供用するため			
3	四郷6号線 (5014)	豊田市四郷町森前118番2地先	豊田市四郷町森前154番地先	199.9	6.0 (6.0～10.2)
		豊田四郷駅周辺土地区画整理事業により設置帰属する道路を市道路線として供用するため			
4	四郷7号線 (5015)	豊田市四郷町森前119番1地先	豊田市四郷町森前113番地先	79.0	6.0 (6.0～10.2)
		豊田四郷駅周辺土地区画整理事業により設置帰属する道路を市道路線として供用するため			
5	四郷8号線 (5016)	豊田市四郷町森前115番2地先	豊田市四郷町森前154番地先	96.5	6.0 (6.0～10.2)
		豊田四郷駅周辺土地区画整理事業により設置帰属する道路を市道路線として供用するため			

整理番号	路線名 (路線番号)	上段	起終点	延長 (m)	標準幅員 (最小～最大) (m)		
		下段	認定の理由				
6	四郷9号線 (5017)	豊田市四郷町森前154番地先			6.0 (6.0～10.2)		
		豊田市四郷町森前149番地先	101.3				
7	四郷10号線 (5018)	豊田四郷駅周辺土地区画整理事業により設置帰属する道路を市道路線として供用するため					
		豊田市四郷町森前112番地先	199.9	9.5 (9.5～13.7)			
8	四郷11号線 (5019)	豊田市四郷町森前146番地先					
		豊田市四郷町森前183番1地先	104.0	6.0 (6.0～10.2)			
9	四郷12号線 (5020)	豊田市四郷町森前216番地先					
		豊田四郷駅周辺土地区画整理事業により設置帰属する道路を市道路線として供用するため		6.0 (6.0～10.2)			
10	四郷13号線 (5021)	豊田市四郷町森前82番地先	291.3				
		豊田市四郷町森前76番地先					
		豊田四郷駅周辺土地区画整理事業により設置帰属する道路を市道路線として供用するため		6.0 (6.0～10.2)			
		豊田市四郷町森前316番地先	99.7				
		豊田市四郷町森前79番2地先					
		豊田四郷駅周辺土地区画整理事業により設置帰属する道路を市道路線として供用するため					

整理番号	路線名 (路線番号)	上段	起終点	延長 (m)	標準幅員 (最小～最大) (m)
		下段	認定の理由		
11	四郷14号線 (5022)	豊田市四郷町森前132番1地先	160.4	14.0 (14.0～46.1)	
		豊田市四郷町東畠214番2地先			
12	四郷歩行者道1号線 (5023)	豊田市四郷町森前157番地先	35.7	4.0 (4.0～8.2)	
		豊田市四郷町森前156番地先			
13	四郷歩行者道2号線 (5024)	豊田市四郷町森前156番地先	36.5	4.0 (4.0～8.2)	
		豊田市四郷町森前155番2地先			
14	四郷歩行者道3号線 (5025)	豊田市四郷町森前318番2地先	96.9	4.0 (4.0～7.2)	
		豊田市四郷町森前83番地先			
15	四郷歩行者道4号線 (5026)	豊田市四郷町森前313番1地先	73.5	4.0 (4.0～6.1)	
		豊田市四郷町森前266番1地先			

整理番号	路線名 (路線番号)	上段	起終点	延長 (m)	標準幅員 (最小～最大) (m)	
		下段	認定の理由			
16	上原14号線 (5027)	豊田市上原町殿上21番3地先	510.0	9.5 (9.5～25.0)		
		豊田市上原町西山646番2地先				
17	旧国道153号4号線 (5028)	国道153号豊田北バイパス整備事業に伴い発生する地域分断を解消するとともに、地域の生活環境の向上と交通の円滑化を図るため				
		豊田市平戸橋町馬場瀬39番303地先	634.7	12.0 (9.8～42.5)		
18	広美和会線 (5029)	豊田市平戸橋町馬場瀬39番252地先				
		国道153号豊田北バイパス整備事業に伴い、道路の供用が廃止される国道路線について、市道路線として供用するため				
19	平戸橋23号線 (5030)	豊田市平戸橋町波岩86番48地先	2315.0	4.0 (3.2～10.5)		
		豊田市平戸橋町波岩86番195地先				
20	平戸橋24号線 (5031)	主要地方道名古屋岡崎線バイパス事業に伴い、既存市道の終点が変更となる路線を廃止し、再認定するため				
		豊田市平戸橋町波岩86番48地先	440.2	6.0 (6.0～14.0)		
		豊田市平戸橋町波岩86番195地先				
		宅地開発により造設された道路を市道路線として供用するため				
		豊田市平戸橋町波岩86番215地先	642.8	6.0 (6.0～10.2)		
		豊田市平戸橋町波岩86番216地先				
		宅地開発により造設された道路を市道路線として供用するため				

整理番号	路線名 (路線番号)	上段	起終点	延長(m)	標準幅員 (最小～最大) (m)
		下段	認定の理由		
21	平戸橋25号線 (5032)	豊田市平戸橋町波岩86番236地先	146.4	6.0 (6.0～10.2)	
		豊田市平戸橋町波岩86番228地先			
22	平戸橋26号線 (5033)	宅地開発により造設された道路を市道路線として供用するため	129.3	6.0 (6.0～10.2)	
		豊田市平戸橋町波岩86番250地先			
23	平戸橋27号線 (5034)	豊田市平戸橋町波岩86番269地先	206.1	6.0 (6.0～56.0)	
		豊田市平戸橋町波岩86番310地先			
24	井上25号線 (5035)	宅地開発により造設された道路を市道路線として供用するため	79.8	5.0 (5.0～9.2)	
		豊田市井上町10丁目24番8地先			
25	駒新2号線 (5036)	豊田市井上町10丁目24番16地先	41.4	6.0 (6.0～12.0)	
		宅地開発により造設された道路を市道路線として供用するため			

整理番号	路線名 (路線番号)	上段	起終点	延長(m)	標準幅員 (最小～最大) (m)
		下段	認定の理由		
26	金谷4号線 (5037)	豊田市金谷町7丁目12番1地先	49.6	6.0 (6.0～12.0)	
		豊田市金谷町7丁目12番6地先			
27	御船8号線 (5038)	宅地開発により造設された道路を市道路線として供用するため	225.4	6.0 (6.0～10.2)	
		豊田市御船町大久手31番5地先			
28	大清水上原1号線 (5039)	豊田市御船町大久手31番6地先	49.0	6.0 (6.0～12.0)	
		豊田市上原町西山290番5地先			
29	大清水上原1号線 (5040)	宅地開発により造設された道路を市道路線として供用するため	139.0	5.0 (5.0～9.2)	
		豊田市豊栄町2丁目84番5地先			
30	鶴鳴6号線 (5041)	豊田市豊栄町2丁目84番13地先	49.9	6.0 (6.1～12.5)	
		宅地開発により造設された道路を市道路線として供用するため			

整理番号	路線名 (路線番号)	上段	起終点	延長 (m)	標準幅員 (最小～最大) (m)
		下段	認定の理由		
31	宮上12号線 (5042)	豊田市宮上町3丁目8番11 2地先	119.9	5.0 (5.0～9.2)	
		豊田市宮上町3丁目8番12 4地先			
32	中根9号線 (5043)	宅地開発により造設された道路を市道路線として供用するため	69.8	5.0 (5.0～9.2)	
		豊田市中根町小訳170番6 地先			
33	岩倉3号線 (5044)	豊田市岩倉町平古61番12 地先	23.6	6.0 (6.0～12.0)	
		豊田市岩倉町平古61番10 地先			
34	寺部11号線 (5045)	宅地開発により造設された道路を市道路線として供用するため	29.9	6.0 (6.0～12.0)	
		豊田市寺部町1丁目66番1 地先			
		豊田市寺部町1丁目66番4 地先			
		宅地開発により造設された道路を市道路線として供用するため			

2 認定路線の総延長 7,718.3m

【担当課：土木管理課】

議案第67号 市道の廃止について

【要旨】

市道路網の体系的整備を図るため、路線を廃止する。

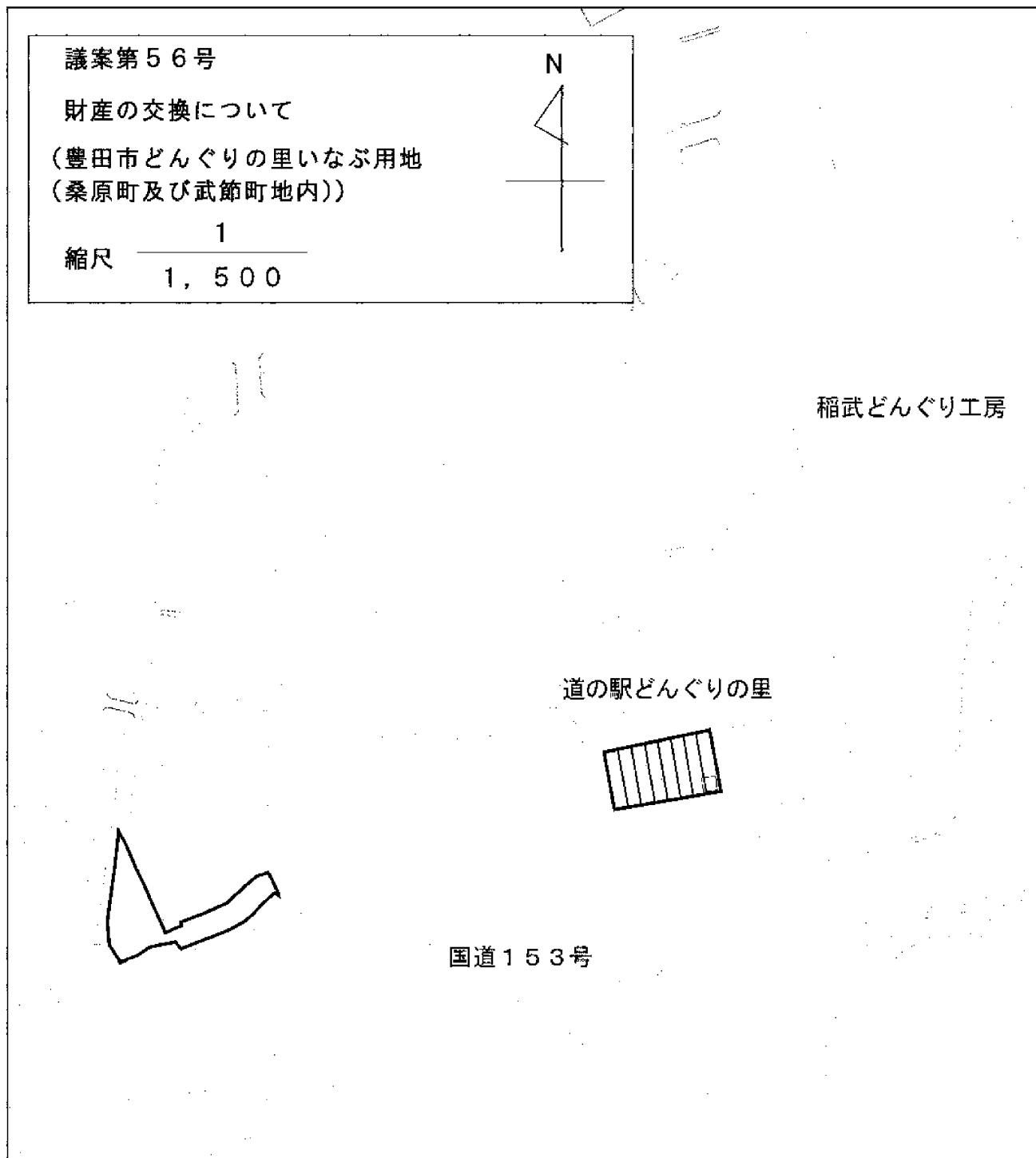
1 廃止路線数 1 路線

整理番号	路線名 (路線番号)	上段	起終点	延長 (m)	標準幅員 (最小～最大) (m)
		下段	廃止の理由		
1	高根下和会線 (427)		豊田市広美町高根1番12地先 豊田市和会町西八幡98地先	2439.8	4.0 (3.2～10.5)

2 廃止路線の総延長 2,439.8m

【担当課：土木管理課】

3 参考図



凡	例
処分箇所	<input type="text"/>
取得箇所	<input type="text"/>

資料 2

令和 2 年 3 月 市議会定例会 予 算 関 係 議 案 の 要 旨

目 次

1	令和元年度一般会計・特別会計補正予算（3月補正）	1
2	令和元年度水道事業会計補正予算（3月補正）	25
3	令和元年度下水道事業会計補正予算（3月補正）	29
4	令和 2 年度一般会計・特別会計当初予算	33
5	令和 2 年度水道事業会計当初予算	57
6	令和 2 年度下水道事業会計当初予算	61

※ この資料は、議会開会当日、議場
へ持参してください。

資料作成 令和 2 年 2 月 13 日

令和元年度

豊田市 一般会計 補正予算資料
特別会計

(3月補正)

令和元年度3月補正 各会計別 予算総括表

(単位:千円・%)

区分		補正前の額	補正額	計	補正前構成比	補正後構成比	備考
一般会計	計	188,434,000	7,506,000	195,940,000	72.1	72.9	議案第 27 号
特別会計	国民健康保険	35,400,366	△ 357,987	35,042,379	13.6	13.1	議案第 28 号
	土橋	1,572,068	△ 136	1,571,932	0.6	0.6	
	地区画整理	1,109,912	△ 88	1,109,824	0.4	0.4	議案第 29 号
	花園	3,420,533	699,762	4,120,295	1.3	1.5	
	分譲住宅建設	6,845	0	6,845	0.0	0.0	議案第 30 号
	卸売市場	248,709	△ 9,252	239,457	0.1	0.1	議案第 31 号
	水道水源保全	82,105	△ 17,523	64,582	0.0	0.0	議案第 32 号
	母子父子寡婦福祉	40,776	20,922	61,698	0.0	0.0	議案第 33 号
	介護保険	25,045,567	△ 667,237	24,378,330	9.6	9.1	議案第 34 号
	財産区	4,846	758	5,604	0.0	0.0	
	盛岡	7,829	747	8,576	0.0	0.0	議案第 35 号
	賀茂						
	後期高齢者医療	5,035,240	96,549	5,131,789	1.9	1.9	議案第 36 号
	産業用地造成	934,048	△ 319	933,729	0.4	0.4	議案第 37 号
	小計	72,908,844	△ 233,804	72,675,040	27.9	27.1	
	合計 (一般会計+特別会計)	261,342,844	7,272,196	268,615,040	100.0	100.0	
企業会計	水道事業	収入 13,784,502	△ 526,602	13,257,900	—	—	議案第 38 号
	支出	19,038,622	△ 688,307	18,350,315	—	—	
	下水道事業	収入 12,326,575	△ 154,874	12,171,701	—	—	議案第 39 号
	支出	15,454,755	△ 241,144	15,213,611	—	—	
	支出合計	34,493,377	△ 929,451	33,563,926	—	—	
	総計 (一般会計+特別会計 +企業会計)	295,836,221	6,342,745	302,178,966	—	—	

令和元年度3月補正 一般会計 (議案第27号)

(歳入)

(単位:千円・%)

款	補正前の額	補正額	計	補正前構成比	補正後構成比	備考
1 市 税	116,370,620	4,244,000	120,614,620	61.8	61.6	
2 地 方 譲 与 税	1,206,000	20,982	1,226,982	0.6	0.6	
3 利 子 割 交 付 金	95,000	△ 14,000	81,000	0.0	0.0	
4 配 当 割 交 付 金	473,000	△ 10,000	463,000	0.2	0.2	
5 株式等譲渡所得割交付金	359,000	△ 78,000	281,000	0.2	0.1	
6 地 方 消 費 税 交 付 金	8,392,000	△ 295,000	8,097,000	4.5	4.1	
7 ゴルフ場利用税交付金	349,000	8,000	357,000	0.2	0.2	
8 自 動 車 取 得 税 交 付 金	374,000	8,000	382,000	0.2	0.2	
9 環 境 性 能 割 交 付 金	145,000	△ 3,000	142,000	0.1	0.1	
10 地 方 特 例 交 付 金	784,818	△ 66,433	718,385	0.4	0.4	
11 地 方 交 付 税	2,000,000	212,838	2,212,838	1.1	1.1	
12 交通安全対策特別交付金	62,000	△ 3,000	59,000	0.0	0.0	
13 分 担 金 及 び 負 担 金	280,090	6,298	286,388	0.1	0.2	
14 使 用 料 及 び 手 数 料	2,883,502	102,484	2,985,986	1.5	1.5	
15 国 庫 支 出 金	21,151,895	1,499,074	22,650,969	11.2	11.6	
16 県 支 出 金	9,899,229	△ 635,640	9,263,589	5.3	4.7	
17 財 産 収 入	510,767	67,112	577,879	0.3	0.3	
18 寄 附 金	3,903	58,282	62,185	0.0	0.0	
19 繰 入 金	2,880,327	25,018	2,905,345	1.5	1.5	
20 繰 越 金	5,415,693	422,492	5,838,185	2.9	3.0	
21 諸 収 入	5,798,156	36,493	5,834,649	3.1	3.0	
22 市 債	9,000,000	1,900,000	10,900,000	4.8	5.6	
合 計	188,434,000	7,506,000	195,940,000	100.0	100.0	

歳入の主な内訳

(単位：千円)

款	補正額	主な内訳			補正前	補正後
			補正額			
1 市 税	4,244,000	個 人 市 民 税	182,000	32,390,000	32,572,000	
		法 人 市 民 税	3,300,000	27,777,000	31,077,000	
		固 定 資 産 税	688,000	41,117,867	41,805,867	
6 地方消費税 交 付 金	△ 295,000	地 方 消 費 税 交 付 金	△ 295,000	8,392,000	8,097,000	
11 地方交付税	212,838	地 方 交 付 税 (普 通 交 付 税)	212,838	1,800,000	2,012,838	
15 国庫支出金	1,499,074	障 が い 者 自 立 支 援 事 業 費 負 担 金	△ 403,960	2,946,130	2,542,170	
		児 童 手 当 負 担 金	△ 176,076	5,279,496	5,103,420	
		地 方 創 生 抱 点 整 備 交 付 金	245,000	0	245,000	
		プ レ ミ ア ム 付 商 品 券 事 業 費 補 助 金	△ 161,145	325,000	163,855	
		道 整 備 交 付 金	△ 269,164	762,015	492,851	
		G I G A ス ク ー ル 構 想 推 進 事 業 費 補 助 金	2,267,650	0	2,267,650	
16 県 支 出 金	△ 635,640	障 が い 者 自 立 支 援 事 業 費 負 担 金	△ 201,980	1,473,065	1,271,085	
		児 童 手 当 負 担 金	△ 40,859	1,135,246	1,094,387	
		介 護 施 設 等 整 備 事 業 費 補 助 金	△ 113,010	113,010	0	
		産 業 空 洞 化 対 策 補 助 金	△ 43,245	205,076	161,831	
20 繰 越 金	422,492	前 年 度 繰 越 金	422,492	5,415,693	5,838,185	
22 市 債	1,900,000	教 育 債	1,671,900	2,851,500	4,523,400	
		民 生 債	615,300	0	615,300	
合 計	7,506,000					

(目的別歳出)

(単位：千円・%)

款	補正前の額	補正額	計	補正前構成比	補正後構成比	備考
1 議会費	892,162	△ 32,640	859,522	0.5	0.4	
2 総務費	18,920,044	3,469,465	22,389,509	10.0	11.4	
3 民生費	60,629,892	△ 2,146,139	58,483,753	32.2	29.9	
4 衛生費	17,162,669	△ 223,007	16,939,662	9.1	8.7	
5 労働費	153,587	303	153,890	0.1	0.1	
6 農林水産業費	2,910,716	△ 138,655	2,772,061	1.5	1.4	
7 商工費	5,372,737	△ 425,759	4,946,978	2.9	2.5	
8 土木費	35,171,635	2,336,870	37,508,505	18.7	19.1	
9 消防費	7,961,187	△ 130,963	7,830,224	4.2	4.0	
10 教育費	29,050,207	4,841,318	33,891,525	15.4	17.3	
11 災害復旧費	245,503	0	245,503	0.1	0.1	
12 公債費	9,733,661	△ 14,793	9,718,868	5.2	5.0	
13 諸支出金	30,000	△ 30,000	0	0.0	0.0	
14 予備費	200,000	0	200,000	0.1	0.1	
合 計	188,434,000	7,506,000	195,940,000	100.0	100.0	

歳出の主な内訳

(単位：千円)

款	補正額	主な内訳			補正後
		補正額	補正前		
2 総務費	3,469,465	財政調整基金積立金	3,900,000	100,000	4,000,000
		市有建築物長寿命化推進費	△ 58,183	131,170	72,987
3 民生費	△ 2,146,139	国民健康保険特別会計繰出金	△ 777,923	3,086,660	2,308,737
		介護保険事業特別会計繰出金	△ 161,432	3,860,156	3,698,724
		地域包括支援センター費	△ 145,350	261,442	116,092
		特別養護老人ホーム等費	△ 145,808	327,440	181,632
		児童手当給付費	△ 200,000	7,550,000	7,350,000
4 衛生費	△ 223,007	予防接種費	△ 80,000	1,507,335	1,427,335
7 商工費	△ 425,759	プレミアム付商品券事業費	△ 236,057	497,621	261,564
		産業立地政策推進費	△ 110,739	1,152,186	1,041,447
8 土木費	2,336,870	橋りょう修繕費	△ 197,000	810,686	613,686
		都市計画事業土地区画整理公共施設管理者負担金	△ 558,886	4,116,400	3,557,514
		都市計画事業土地区画整理特別会計繰出金	1,267,076	1,854,678	3,121,754
		街路建設費	751,851	758,738	1,510,589
		高規格道路建設促進費	425,718	552,765	978,483
		下水道事業出資金	△ 200,000	1,120,000	920,000
		緑地整備費 (鞍ヶ池緑地)	594,000	97,236	691,236
10 教育費	4,841,318	小学校GIGAスクール構想推進事業費	2,927,000	0	2,927,000
		小学校施設整備費	618,800	603,842	1,222,642
		中学校GIGAスクール構想推進事業費	1,869,000	0	1,869,000
		中学校施設整備費	96,400	304,120	400,520
		中央公園費	△ 115,424	1,411,309	1,295,885
合計	7,506,000				

継続費補正（変更）

(単位：千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
2 総務費	1 総務 管理費	南 庁 舎 空 調 修 繕・ 照 明 改 修 事 業	1,455,400	令和元	12,700	1,527,000	令和元	12,700
				2	1,141,700		2	977,800
				3	301,000		3	536,500
3 民生費	2 障がい者 福祉費	民 間 障 が い 者 施 設 用 地 造 成 事 業	43,800	平成30	24,400	42,619	平成30	24,400
				令和元	19,400		令和元	18,219
				平成30	62,100		平成30	62,100
4 衛生費	1 保 健 費	古瀬間聖苑改修事業	155,200	令和元	93,100	148,700	令和元	86,600
				平成30	430,000		平成30	430,000
				令和元	270,000		令和元	270,000
8 土木費	2 道路橋 りょう費	橋りょう長寿命化修繕・ 耐震補強事業 (平成記念橋)	950,000	2	250,000	910,000	2	210,000
				平成30	129,000		平成30	129,000
				令和元	121,000		令和元	110,154
				平成28	210,000	987,000	平成28	210,000
	3 交通安全 施設費	歩道設置事業 (市道和会大林線 外 1 路線)	250,000	29	348,000		29	348,000
				30	282,000		30	282,000
				令和元	170,000		令和元	147,000
				平成29	126,000	640,000	平成29	126,000
				30	269,000		30	269,000
8 土木費	4 河川費	河川改良事業 (一級河川安永川 その5)	1,010,000	令和元	245,000		令和元	235,000
				2	10,000		2	10,000
				平成28	600,000	1,560,000	平成28	600,000
				29	305,000		29	305,000
				30	505,000		30	505,000
				令和元	150,000		令和元	148,800
	5 都市計画費	内環状線建設事業 (高橋細谷線 安永川橋りょう)	1,560,000	2	1,200		2	1,200

継続費補正（変更） つづき

(単位：千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
8 土木費	5 都市計画費	豊田市駅東口ペデストリアンデッキ延伸整備事業	1,100,000	平成28	250,000	1,092,983	平成28	250,000
				29	450,000		29	450,000
				30	322,000		30	322,000
				令和元	78,000		令和元	70,983
				令和元	1,088,000	2,590,000	令和元	1,088,000
				2	1,632,000		2	1,502,000
10 教育費	3 中学校費	朝日丘中学校校舎増築事業	2,720,000	平成30	147,900	329,400	平成30	147,900
				令和元	191,900		令和元	181,500
				令和元	148,300		令和元	156,000
	7 社会教育費	(仮) 豊田市博物館設計事業	296,600	2	148,300	304,300	2	148,300
				平成30	123,000		平成30	123,000
		旧鈴木家住宅保存整備事業 (その3)	762,000	令和元	290,000	762,000	令和元	290,000
				2	286,000		2	242,000
				3	63,000		3	96,000
				4	11,000		4	11,000
				平成29	172,000	471,852	平成29	172,000
8 文化体育費	9 文化費	豊田スタジアム修繕事業 (メインマスト等再塗装)	486,000	30	92,000		30	92,000
				令和元	222,000		令和元	207,852
				平成30	55,900	55,900	平成30	55,900
	8 体育費	(仮) 松平地域体育館等設計事業	66,000	令和元	10,100		令和元	0
				平成30	701,400		平成30	701,400
		(仮) 松平地域体育館等用地造成事業	735,000	令和元	33,600	701,400	令和元	0

繰越明許費補正（追加）

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	市有建築物長寿命化修繕設計事業	6,400
3 民生費	1 社会福祉費	小原福祉センター 非常用発電設備設計事業	1,900
4 衛生費	1 保健衛生費	豊田地域医療センター再整備事業	76,300
	3 清掃費	清掃事業所改修設計事業	15,300
6 農林水産業費	2 農地費	地籍調査事業	20,900
	3 林業費	林道改良事業 (野入月ヶ平線)	42,000
7 商工費	1 商工費	プレミアム付商品券事業	164,100
8 土木費	1 土木管理費	公共建築物設計事業 (その2)	11,300
	2 道路橋りょう費	橋りょう修繕事業 (美山跨道橋外1橋)	50,100
		橋りょう耐震補強事業 (豊田大橋)	96,500
		市道新設事業 (市道中垣内久平1号線)	217,000
		市道新設事業 (市道乙部舞木線)	96,000
		市道新設事業 (市道東広瀬2号線)	278,000
		市道新設事業 (市道藤岡北一色迫線外1路線)	27,000
		市道改良事業 (市道土橋竜神1号線)	26,600
		市道改良事業 (市道八反田宮下河原線)	68,000
		市道改良事業 (市道三好岡崎線)	50,000
		市道改良事業 (市道下古屋上井畠線)	20,000
		国道301号橋りょう整備負担事業 (松平橋)	33,000
	3 交通安全施設費	歩道設置事業 (市道千足深田山線外2路線)	65,600
4 河川費		河川改良事業 (準用河川池ノ下川)	13,000
		排水路復旧事業	119,400
5 都市計画費		旧梅坪土地区画整理事務所撤去事業	4,100
		公共施設管理者負担事業 (土橋土地区画整理事業)	176,900
		公共施設管理者負担事業 (寺部土地区画整理事業)	276,400
		公共施設管理者負担事業 (花園土地区画整理事業)	382,600

繰越明許費補正（追加） つづき

(単位：千円)

款	項	事 業 名	金 額
8 土 木 費	5 都市計画費	平戸橋土地区画整理補助事業	107,000
		四郷駅周辺土地区画整理補助事業	251,000
		街路建設事業 (都市計画道路豊栄河合線)	66,000
		名鉄三河線若林駅付近 連続立体交差事業	277,000
		特定道路建設事業 (都市計画道路豊田刈谷線)	28,000
		特定道路改良促進事業 (豊田北バイパス関連市道東小笠線)	18,000
		鞍ヶ池公園キャンプフィールド等 施設整備事業	594,000
		千石公園舗装等整備事業	40,000
		歩車共存道路設計事業 (市道西町若宮線)	13,200
		豊田市駅西口施設設計事業	29,000
		新豊田駅東口駅前広場整備事業	45,000
10 教育費	2 小学校費	小学校ICT環境整備事業	2,927,000
		保全改修・トイレ再整備事業 (梅坪小学校外9校)	515,700
		バリアフリー化整備事業 (若林西小学校外1校)	103,100
	3 中学校費	中学校ICT環境整備事業	1,869,000
		トイレ再整備事業 (高岡中学校外1校)	96,400
		末野原中学校公共下水道接続設計事業	3,200
	4 特別支援学校費	豊田特別支援学校ICT環境整備事業	44,000
	7 社会教育費	個別施設計画策定事業 (民芸館)	1,900
	8 文化体育費	個別施設計画策定事業 (猿投棒の手ふれあい広場外1施設)	1,700
		毘森公園プール解体事業	80,000

繰越明許費補正（変更）

(単位：千円)

款	項	事 業 名	補正前	補正後
			金額	金額
8 土 木 費	4 河 川 費	河川改良事業 (一級河川安永川)	243,000	490,000

地方債補正（追加）

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
小学校事業費	1,229,300	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内 (ただし、利率見直し方 式で借り入れる政府資金 及び地方公共団体金融機 構資金について、利率の 見直しを行った後におい ては、当該見直し後の利 率)	融資条件又は 債権者との協 定による。
児童福祉事業費	615,300			

地方債補正（変更）

(単位：千円)

起債の目的	補限正度前額	補限正度後額
総務管理事業費	8,700	7,100
地域振興事業費	204,400	155,300
農地事業費	29,800	21,300
林業事業費	27,600	37,400
商工事業費	5,100	0
道路橋りょう事業費	1,294,100	1,192,500
河川事業費	441,000	186,900
都市計画事業費	3,800,100	3,824,600
消防事業費	181,700	180,200
中学校事業費	567,500	972,000
特別支援学校事業費	126,500	141,500
学校教育事業費	1,792,400	1,796,000
社会教育事業費	140,500	138,600
文化体育事業費	224,600	246,000

(性質別歳出)

(単位:千円・%)

区分	補正前の額	補正額	計	補正前構成比	補正後構成比	備考
人件費	31,778,066	△ 544,713	31,233,353	16.9	15.9	
物件費	34,340,603	1,671,754	36,012,357	18.2	18.4	
維持補修費	3,123,966	△ 210,112	2,913,854	1.7	1.5	
扶助費	32,105,354	△ 407,136	31,698,218	17.0	16.2	
補助費等	21,986,773	△ 735,002	21,251,771	11.7	10.8	
普通建設事業費	42,682,563	3,743,336	46,425,899	22.6	23.7	
災害復旧事業費	245,503	0	245,503	0.1	0.1	
公債費	9,733,661	△ 14,793	9,718,868	5.2	5.0	
積立金	125,078	3,888,027	4,013,105	0.1	2.0	
投資及び出資金	1,120,000	△ 200,000	920,000	0.6	0.5	
貸付金	490,000	0	490,000	0.2	0.3	
繰出金	10,502,433	314,639	10,817,072	5.6	5.5	
予備費	200,000	0	200,000	0.1	0.1	
合計	188,434,000	7,506,000	195,940,000	100.0	100.0	

(単位：千円)

		(歳 入)		
		款	補正前の額	補正額
議案第28号 国民健康保険	1 国民健康保険税	7,981,088	△ 149,601	7,831,487
	2 国庫支出金	12,302	△ 7,738	4,564
	3 県支出金	23,705,966	△ 183,561	23,522,405
	4 財産収入	1,273	1,092	2,365
	5 繰入金	3,511,015	△ 555,536	2,955,479
	6 繰越金	20,000	540,208	560,208
	7 諸収入	168,722	△ 2,851	165,871
	合 計	35,400,366	△ 357,987	35,042,379
		(歳 出)		
		款	補正前の額	補正額
	1 総務費	374,742	△ 11,315	363,427
	2 保険給付費	23,463,977	△ 115,100	23,348,877
	3 国民健康保険事業費納付金	11,143,979	△ 235,285	10,908,694
	4 保健事業費	371,293	△ 1,478	369,815
	5 基金積立金	1,273	1,092	2,365
	6 諸支出金	40,102	4,099	44,201
	7 予備費	5,000	0	5,000
	合 計	35,400,366	△ 357,987	35,042,379

(単位：千円)

議案第29号 都市計画事業 土地区画整理 (土 橋)	(歳 入)			
	款	補正前の額	補正額	計
1 事 業 収 入	1	△ 1	0	0
2 負 担 金	1,003,500	△ 566,800	436,700	
3 使用料及び手数料	100	0	100	
4 繰 入 金	535,137	562,147	1,097,284	
5 繰 越 金	1	1,881	1,882	
6 諸 収 入	33,329	2,637	35,966	
合 計	1,572,068	△ 136	1,571,932	
都市計画事業 土地区画整理 (寺 部)	(歳 出)			
	款	補正前の額	補正額	計
1 土橋土地区画整理費	1,572,068	△ 136	1,571,932	
合 計	1,572,068	△ 136	1,571,932	
都市計画事業 土地区画整理 (寺 部)	(歳 入)			
	款	補正前の額	補正額	計
1 事 業 収 入	97,440	△ 22,806	74,634	
2 負 担 金	741,900	△ 196,886	545,014	
3 使用料及び手数料	160	0	160	
4 繰 入 金	270,146	211,522	481,668	
5 繰 越 金	1	7,104	7,105	
6 諸 収 入	265	978	1,243	
合 計	1,109,912	△ 88	1,109,824	
都市計画事業 土地区画整理 (寺 部)	(歳 出)			
	款	補正前の額	補正額	計
1 寺部土地区画整理費	1,109,912	△ 88	1,109,824	
合 計	1,109,912	△ 88	1,109,824	

(単位：千円)

(歳 入)				
	款	補正前の額	補正額	計
都市計画事業 土地区画整理 つづき (花園)	1 事 業 収 入	1	△ 1	0
	2 負 担 金	2, 371, 000	204, 800	2, 575, 800
	3 使用料及び手数料	80	△ 23	57
	4 繰 入 金	1, 049, 395	493, 407	1, 542, 802
	5 繰 越 金	1	1, 514	1, 515
	6 諸 収 入	56	65	121
	合 計	3, 420, 533	699, 762	4, 120, 295

(歳 出)				
	款	補正前の額	補正額	計
	1 花園土地区画整理費	3, 420, 533	699, 762	4, 120, 295
	合 計	3, 420, 533	699, 762	4, 120, 295

(単位：千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
都市計画事業 地区画整理 つづき				平成			平成	
継続費補正 (変更)				10	70,000		10	70,000
				11	97,000		11	97,000
				12	197,000		12	197,000
				13	101,000		13	101,000
				14	34,000		14	34,000
				15	62,000		15	62,000
				16	235,000		16	235,000
				17	1,589,000		17	1,589,000
				18	1,708,000		18	1,708,000
				19	2,315,000		19	2,315,000
				20	2,613,000		20	2,613,000
				21	2,975,000		21	2,975,000
				22	3,423,000		22	3,423,000
				23	2,740,000		23	2,740,000
				24	1,820,000		24	1,820,000
				25	1,606,000		25	1,606,000
				26	2,026,000		26	2,026,000
				27	2,395,000		27	2,395,000
				28	4,126,000		28	4,126,000
				29	2,974,000		29	2,974,000
				30	1,444,000		30	1,444,000
				令和 元	1,476,000		令和 元	1,476,000
				2	1,203,000		2	1,565,000
				3	770,000		3	408,000
				4	137,000		4	137,000
				5	81,000		5	81,000
				6	58,000		6	58,000
				7	15,000		7	15,000

(単位：千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
都市計画事業 地区画整理 つづき				平成 19	9,000		平成 19	9,000
継続費補正 (変更) つづき	寺 土 区 画 整理費	寺 土 区 画 整理費	14,841,000	20	259,000		20	259,000
	寺 土 区 画 整理費	寺 土 区 画 整理費		21	112,000		21	112,000
	寺 土 区 画 整理費	寺 土 区 画 整理費		22	35,000		22	35,000
	寺 土 区 画 整理費	寺 土 区 画 整理費		23	300,000		23	300,000
	寺 土 区 画 整理費	寺 土 区 画 整理費		24	1,253,000		24	1,253,000
	寺 土 区 画 整理費	寺 土 区 画 整理費		25	777,000		25	777,000
	寺 土 区 画 整理費	寺 土 区 画 整理費	14,841,000	26	1,112,000		26	1,112,000
	寺 土 区 画 整理費	寺 土 区 画 整理費		27	2,240,000		27	2,240,000
	寺 土 区 画 整理費	寺 土 区 画 整理費		28	2,446,000		28	2,446,000
	寺 土 区 画 整理費	寺 土 区 画 整理費		29	2,894,000		29	2,894,000
	寺 土 区 画 整理費	寺 土 区 画 整理費		30	1,225,000		30	1,225,000
	寺 土 区 画 整理費	寺 土 区 画 整理費		令和 元	1,040,000		令和 元	1,040,000
	寺 土 区 画 整理費	寺 土 区 画 整理費		2	969,000		2	385,000
	寺 土 区 画 整理費	寺 土 区 画 整理費		3	150,000		3	669,000
	寺 土 区 画 整理費	寺 土 区 画 整理費		4	20,000		4	85,000
		豊田都市計画 土地 地区 整理事業	14,841,000			20,975,000		

(単位：千円)

議案第30号 分譲住宅建設事業	(歳 入)			
	款	補正前の額	補正額	計
	1 事 業 収 入	1	0	1
	2 使用料及び手数料	31	0	31
	3 繰 入 金	6,337	△ 815	5,522
	4 繰 越 金	474	815	1,289
	5 諸 収 入	2	0	2
	合 計	6,845	0	6,845
	(歳 出)			
	款	補正前の額	補正額	計
	1 宅 地 造 成 費	6,745	0	6,745
	2 予 備 費	100	0	100
	合 計	6,845	0	6,845
議案第31号 卸売市場	(歳 入)			
	款	補正前の額	補正額	計
	1 使用料及び手数料	101,111	△ 1,397	99,714
	2 繰 入 金	80,737	△ 21,905	58,832
	3 繰 越 金	1	10,196	10,197
	4 諸 収 入	66,860	3,854	70,714
	合 計	248,709	△ 9,252	239,457
	(歳 出)			
	款	補正前の額	補正額	計
	1 卸 売 市 場 費	248,209	△ 9,252	238,957
	2 予 備 費	500	0	500
	合 計	248,709	△ 9,252	239,457

(単位：千円)

		(歳 入)		
		款	補正前の額	補正額
議案第32号 水道水源 保全事業	1 負 担 金	45,526	△ 465	45,061
	2 財 産 収 入	313	239	552
	3 寄 附 金	1	0	1
	4 繰 入 金	36,262	△ 18,165	18,097
	5 繰 越 金	1	866	867
	6 諸 収 入	2	2	4
	合 計	82,105	△ 17,523	64,582
		(歳 出)		
		款	補正前の額	補正額
		1 水道水源保全費	82,105	△ 17,523
		合 計	82,105	△ 17,523
				64,582

(単位：千円)

議案第33号 母子父子寡婦福祉 資金貸付事業	(歳 入)			
	款	補正前の額	補正額	計
	1 事 業 収 入	10,006	0	10,006
	2 繰 入 金	13,209	4,500	17,709
	3 繰 越 金	1	7,422	7,423
	4 諸 収 入	2	0	2
	5 市 債	17,558	9,000	26,558
合 計		40,776	20,922	61,698
(歳 出)				
	款	補正前の額	補正額	計
	1 貸 付 事 業 費	18,030	0	18,030
	2 公 債 費	22,746	8,700	31,446
	3 諸 支 出 金	一	12,222	12,222
	合 計	40,776	20,922	61,698
(地方債補正(変更))				
	起 債 の 目 的	補正前限度額	補正後限度額	
	母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	17,558	26,558	

(単位：千円)

		(歳 入)		
議案第34号 介護保険事業	款	補正前の額	補正額	計
	1 保 險 料	6,473,200	50,800	6,524,000
	2 手 数 料	1,950	△ 150	1,800
	3 国 庫 支 出 金	4,602,450	△ 247,922	4,354,528
	4 支 払 基 金 交 付 金	6,319,540	△ 379,586	5,939,954
	5 県 支 出 金	3,477,064	△ 304,653	3,172,411
	6 財 産 収 入	813	848	1,661
	7 寄 附 金	1	0	1
	8 繰 入 金	4,163,936	△ 465,212	3,698,724
	9 繰 越 金	1	668,667	668,668
	10 諸 収 入	6,612	9,971	16,583
	合 計	25,045,567	△ 667,237	24,378,330

		(歳 出)		
	款	補正前の額	補正額	計
	1 総 務 費	682,257	△ 21,423	660,834
	2 保 險 給 付 費	22,679,801	△ 1,088,000	21,591,801
	3 地 域 支 援 事 業 費	1,663,539	△ 40,772	1,622,767
	4 基 金 積 立 金	1	369,338	369,339
	5 諸 支 出 金	9,969	113,620	123,589
	6 予 備 費	10,000	0	10,000
	合 計	25,045,567	△ 667,237	24,378,330

(単位：千円)

議案第35号 財産区（盛岡）	(歳 入)			
	款	補正前の額	補正額	計
1 財 産 収 入	3,730	53	3,783	
2 繰 入 金	1,038	0	1,038	
3 繰 越 金	1	705	706	
4 諸 収 入	77	0	77	
合 計	4,846	758	5,604	
財産区（賀茂）	(歳 出)			
	款	補正前の額	補正額	計
1 総 務 費	4,845	△ 1,100	3,745	
2 基 金 積 立 金	1	1,858	1,859	
合 計	4,846	758	5,604	
財産区（賀茂）	(歳 入)			
	款	補正前の額	補正額	計
1 財 産 収 入	113	82	195	
2 繰 入 金	7,713	0	7,713	
3 繰 越 金	1	665	666	
4 諸 収 入	2	0	2	
合 計	7,829	747	8,576	
財産区（賀茂）	(歳 出)			
	款	補正前の額	補正額	計
1 総 務 費	7,828	△ 1,900	5,928	
2 基 金 積 立 金	1	2,647	2,648	
合 計	7,829	747	8,576	

(単位：千円)

議案第36号 後期高齢者医療	(歳 入)			
	款	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料	4,356,624	50,845	4,407,469	
2 繰 入 金	666,635	6,878	673,513	
3 繰 越 金	1,000	38,744	39,744	
4 諸 収 入	10,981	82	11,063	
合 計	5,035,240	96,549	5,131,789	
議案第37号 産業用地造成事業	(歳 出)			
	款	補正前の額	補正額	計
1 総 務 費	114,195	△ 590	113,605	
2 広域連合納付金	4,910,625	97,139	5,007,764	
3 諸 支 出 金	10,420	0	10,420	
合 計	5,035,240	96,549	5,131,789	
議案第37号 産業用地造成事業	(歳 入)			
	款	補正前の額	補正額	計
1 繰 入 金	934,021	△ 1,740	932,281	
2 諸 収 入	1	1,398	1,399	
3 繰 越 金	26	23	49	
合 計	934,048	△ 319	933,729	
	(歳 出)			
	款	補正前の額	補正額	計
1 産業用地造成費	924,048	△ 319	923,729	
2 予 備 費	10,000	0	10,000	
合 計	934,048	△ 319	933,729	

令和元年度

豊田市水道事業会計補正予算資料

(3月補正)

令和元年度 水道事業会計 3月補正予算（議案第38号）

1 収益的収入及び支出

○水道事業収益

(単位：千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	補正後予定額	主 な 内 訳
営業収益	給水収益 9,303,214	△ 113,526	9,189,688	水道料金 △ 113,526
	その他営業収益 14,444	△ 320	14,124	消火栓維持修繕工事収益 △ 2,564 指定工事業者登録及び立会検査手数料 1,537
営業外収益	受取利息 1,185	5,963	7,148	預金利息等 5,963
	他会計負担金 51,215	0	51,215	
	他会計補助金 600,000	0	600,000	
	長期前受金戻入 1,345,578	△ 8,771	1,336,807	
	雑収益 165,506	54,944	220,450	下水道使用料金徴収業務負担金 △ 4,100 水道サービス協会委託料剰余金等 67,184 その他 △ 8,140
特 別 利 益	138	977	1,115	過年度損益修正益 977
合 計	11,481,280	△ 60,733	11,420,547	

○水道事業費用

(単位：千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	補正後予定額	主 な 内 訳
営業費用	原水及び浄水費 3,596,845	△ 6,499	3,590,346	浄水施設管理費 △ 5,600 その他 △ 899
	配水及び給水費 1,456,997	△ 49,226	1,407,771	人件費 △ 3,013 配水施設管理費 △ 24,225 配水管維持管理費 △ 5,872 給水事業費 △ 4,250 水道メーター管理費 △ 10,908 その他 △ 958
	業務費 366,581	△ 85	366,496	その他 △ 85
	総係費 181,990	△ 5,250	176,740	普及宣伝費 △ 628 その他 △ 4,236
	減価償却費 4,748,697	△ 166,192	4,582,505	有形固定資産減価償却費 △ 166,192
営業外費用	資産減耗費 383,120	△ 11,131	371,989	固定資産除却費 △ 11,131
	支払利息 326,880	△ 1,039	325,841	企業債償還利息 △ 1,039
	雑支出 5,045	△ 1,600	3,445	
	消費税及び 地方消費税 115,893	0	115,893	
	特 別 損 失 10,514	△ 93	10,421	固定資産売却損 △ 93
合 計	11,192,562	△ 241,115	10,951,447	
收 支	288,718	180,382	469,100	

2 資本的収入及び支出

○資本的収入

(単位：千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	補正後予定額	主 な 内 訳
収 入	企業債	200, 000	△ 50, 000	150, 000
	工事分担金	1, 676, 115	△ 526, 705	1, 149, 410 消火栓設置工事分担金 △ 8, 028 下水道関連支障移転工事分担金 △ 144, 000 区画整理事業等分担金 △ 282, 242 加算分担金 4, 565 土木工事支障移転工事分担金 △ 97, 000
	国庫補助金	0	39, 550	39, 550 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 39, 550
	県補助金	75, 743	0	75, 743
	固定資産 売却収入	214	203	417 水道メーター 53 土地 150
	給水負担金	187, 871	71, 083	258, 954 新規給水負担金 69, 849 メーター負担金 1, 234
	他会計負担金	163, 279	0	163, 279
	合 計	2, 303, 222	△ 465, 869	1, 837, 353

○資本的支出

(単位：千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	補正後予定額	主 な 内 訳
建 設 改 良 費	水道拡張費	893, 579	△ 183, 771	709, 808 拡張事業費 △ 183, 630 豊田・岡崎地区研究開発施設送水事業 △183, 550
	水道整備費	5, 333, 076	△ 238, 681	5, 094, 395 配水施設等整備費 △ 13, 514 水道管整備費 △ 106, 397 新設 △14, 637 区画整理等開発関連 △54, 400 給水申込関連事業 △37, 360 災害対策事業費 △ 116, 340 企画・計画事業 △ 386 その他 △ 2, 044
	固定資産 購入費	133, 527	△ 24, 740	108, 787 水道メーター △ 24, 592 その他 △ 148
	償還金	1, 485, 878	0	1, 485, 878
	合 計	7, 846, 060	△ 447, 192	7, 398, 868
	収 支	△ 5, 542, 838	△ 18, 677	△ 5, 561, 515

* 収支不足額5, 561, 515千円は、損益勘定留保資金等により補填。

令和元年度

豊田市下水道事業会計補正予算資料

(3月補正)

令和元年度 下水道事業会計 3月補正予算（議案第39号）

1 収益的収入及び支出

○下水道事業収益

(単位：千円)

科 目		既決予定額	補正予定額	補正後予定額	主 な 内 訳
當業収益	下水道収益	4,145,987	△ 47,363	4,098,624	下水道使用料 △ 47,363
	他会計負担金	566,208	△ 3,871	562,337	雨水処理一般会計負担金 △ 3,871
當業外収益	受取利息	116	1,173	1,289	預金利息 1,173
	他会計負担金	2,105,555	△ 9,374	2,096,181	汚水処理等一般会計負担金 △ 9,374
	他会計補助金	147,391	13,094	160,485	汚水処理等一般会計補助金 13,094
	国庫補助金	30,450	△ 1,470	28,980	社会資本整備総合交付金 △ 1,470
	長期前受金戻入	1,799,199	21,221	1,820,420	
	雑収益	2,113	1,180	3,293	受益者負担金延滞金 24 目的外使用料 1,066
特 別 利 益		8	279,852	279,860	過年度損益修正益 5,718 流域下水道維持管理負担金返還金 274,121
合 計		8,797,027	254,442	9,051,469	

○下水道事業費用

(単位：千円)

科 目		既決予定額	補正予定額	補正後予定額	主 な 内 訳
當業費用	汚水管渠費	335,030	△ 2,250	332,780	人件費 △ 1,000 水質管理費 △ 1,200
	汚水ポンプ場費	73,961	0	73,961	
	汚水処理場費	246,559	0	246,559	
	流域下水道維持管理負担金	1,296,664	△ 500	1,296,164	境川流域 △ 500
	雨水施設費	138,819	△ 6,838	131,981	雨水ポンプ場管理費 △ 222 雨水貯留浸透施設補助金 △ 1,400 その他 △ 5,216
	業務費	206,171	△ 1,647	204,524	人件費 △ 1,000 雨水貯留施設転用補助金 △ 540
	総係費	106,160	△ 1,404	104,756	普及宣伝費 △ 369 電子計算機器費 △ 208 その他 △ 827
	減価償却費	4,927,060	△ 26,082	4,900,978	固定資産減価償却費 △ 26,082
	資産減耗費	45,288	54,736	100,024	固定資産除却費 54,736
	支払利息	798,660	△ 22,986	775,674	企業債償還利息 △ 22,486
當業外費用	雑支出	467	0	467	
	消費税及び地方消費税	23,014	0	23,014	
	特 別 損 失	2,809	0	2,809	
	合 計	8,200,662	△ 6,971	8,193,691	
収 支		596,365	261,413	857,778	

2 資本的収入及び支出

○資本的収入

(単位：千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	補正後予定額	主 な 内 訳
収 入	企業債	1, 404, 100	△ 259, 100	公共下水道事業債 △ 251, 600 流域下水道事業債 △ 7, 500
	出資金	1, 120, 000	△ 200, 000	920, 000
	国庫補助金	832, 000	12, 220	社会資本整備総合交付金 12, 220
	受益者負担金	155, 345	47, 992	203, 337
	工事負担金	18, 103	△ 10, 441	汚水管移設公共補償金 △ 10, 441
	固定資産 売却収入	0	13	車両 13
合 計	3, 529, 548	△ 409, 316	3, 120, 232	

○資本的支出

(単位：千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	補正後予定額	主 な 内 訳
建 設 改 良 費	管渠整備費	4, 250, 698	△ 233, 157	人件費 △ 13, 000 汚水管渠建設事業 △ 117, 394 汚水管渠支障移転事業 △ 90, 000 受益者負担金賦課徴収事務費 △ 114 雨水管渠整備事業 △ 6, 400 企画・計画事業 △ 6, 010 その他 △ 239
	流域下水道 建設負担金	130, 609	△ 1, 016	矢作川流域 △ 784 境川流域 △ 232
	償還金	2, 872, 786	0	2, 872, 786
	合 計	7, 254, 093	△ 234, 173	7, 019, 920
	収 支	△ 3, 724, 545	△ 175, 143	△ 3, 899, 688

* 収支不足額3, 899, 688千円は、損益勘定留保資金等により補填。

令和 2 年度

豊田市 一般会計 特別会計 当初予算資料

令和2年度 各会計別当初予算総括表

(単位：千円・%)

区分		令和2年度	構成比	令和元年度	構成比	比較	増減率	備考
一般会計		182,600,000	71.7	184,300,000	71.8	△ 1,700,000	△ 0.9	議案第40号
特別会計	国民健康保険	33,948,619	13.3	35,368,203	13.8	△ 1,419,584	△ 4.0	議案第41号
	土橋	1,661,297	0.7	1,577,619	0.6	83,678	5.3	
	地区画整理	寺部	455,395	0.2	1,118,561	0.4	△ 663,166	△ 59.3
	花園	3,214,166	1.3	3,421,071	1.3	△ 206,905	△ 6.0	
	分譲住宅建設	7,458	0.0	6,372	0.0	1,086	17.0	議案第43号
	卸売市場	207,027	0.1	249,157	0.1	△ 42,130	△ 16.9	議案第44号
	水道水源保全	80,352	0.0	82,105	0.0	△ 1,753	△ 2.1	議案第45号
	母子父子寡婦福祉	20,779	0.0	37,776	0.0	△ 16,997	△ 45.0	議案第46号
	介護保険	26,271,457	10.3	25,052,775	9.8	1,218,682	4.9	議案第47号
	財産区	盛岡	4,401	0.0	4,846	0.0	△ 445	△ 9.2
		賀茂	7,094	0.0	7,829	0.0	△ 735	△ 9.4
後期高齢者医療		5,691,993	2.2	5,042,591	2.0	649,402	12.9	議案第49号
産業用地造成		360,466	0.2	534,219	0.2	△ 173,753	△ 32.5	議案第50号
小計		71,930,504	28.3	72,503,124	28.2	△ 572,620	△ 0.8	
合計 (一般会計+特別会計)		254,530,504	100.0	256,803,124	100.0	△ 2,272,620	△ 0.9	
企業会計	水道事業	収入	14,093,565	—	13,784,502	—	309,063	2.2
		支出	20,007,148	—	19,038,622	—	968,526	5.1
	下水道事業	収入	12,092,861	—	12,326,575	—	△ 233,714	△ 1.9
		支出	15,759,143	—	15,454,755	—	304,388	2.0
支出合計		35,766,291	—	34,493,377	—	1,272,914	3.7	
総計 (一般会計+特別会計 +企業会計)		290,296,795	—	291,296,501	—	△ 999,706	△ 0.3	

一般会計款別集計表

令和2年度当初予算

(議案第40号)

(歳入)

(単位:千円・%)

款	令和2年度	構成比	令和元年度	構成比	比較	増減率
1 市 税	99,679,472	54.6	116,370,620	63.1	△ 16,691,148	△ 14.3
2 地 方 譲 与 税	1,276,000	0.7	1,206,000	0.7	70,000	5.8
3 利 子 割 交 付 金	59,000	0.0	95,000	0.0	△ 36,000	△ 37.9
4 配 当 割 交 付 金	462,000	0.2	473,000	0.3	△ 11,000	△ 2.3
5 株式等譲渡所得割交付金	281,000	0.2	359,000	0.2	△ 78,000	△ 21.7
6 法 人 事 業 税 交 付 金	2,729,000	1.5	-	-	2,729,000	皆増
7 地 方 消 費 税 交 付 金	9,938,000	5.4	8,392,000	4.5	1,546,000	18.4
8 ゴルフ場利用税交付金	349,000	0.2	349,000	0.2	0	0.0
9 自 動 車 取 得 税 交 付 金	44	0.0	374,000	0.2	△ 373,956	△ 100.0
10 環 境 性 能 割 交 付 金	363,000	0.2	145,000	0.1	218,000	150.3
11 地 方 特 例 交 付 金	477,000	0.3	784,818	0.4	△ 307,818	△ 39.2
12 地 方 交 付 税	800,000	0.4	2,000,000	1.1	△ 1,200,000	△ 60.0
13 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	59,000	0.0	62,000	0.0	△ 3,000	△ 4.8
14 分 担 金 及 び 負 担 金	159,052	0.1	273,017	0.1	△ 113,965	△ 41.7
15 使 用 料 及 び 手 数 料	2,678,716	1.5	2,883,502	1.6	△ 204,786	△ 7.1
16 国 庫 支 出 金	20,368,732	11.2	20,544,667	11.1	△ 175,935	△ 0.9
17 県 支 出 金	10,244,127	5.6	9,894,520	5.4	349,607	3.5
18 財 产 収 入	446,046	0.2	510,767	0.3	△ 64,721	△ 12.7
19 寄 附 金	103,767	0.1	3,903	0.0	99,864	2,558.6
20 繰 入 金	16,836,628	9.2	2,880,327	1.6	13,956,301	484.5
21 繰 越 金	2,000,000	1.1	2,000,000	1.1	0	0.0
22 諸 収 入	5,790,416	3.2	5,698,859	3.1	91,557	1.6
23 市 債	7,500,000	4.1	9,000,000	4.9	△ 1,500,000	△ 16.7
合 計	182,600,000	100.0	184,300,000	100.0	△ 1,700,000	△ 0.9

歳入の主な内訳

(単位:千円・%)

款	令和2年度	令和元年度	増減率	主な内訳
1 市 税	99,679,472	116,370,620	△ 14.3	市民税 42,549,000 個人市民税 32,597,000 法人市民税 9,952,000 固定資産税 41,832,827 市たばこ税 2,662,001 事業所税 7,410,000 都市計画税 4,245,000
14 分担金及び負担金	159,052	273,017	△ 41.7	こども園運営費負担金 119,001
15 使用料及び手数料	2,678,716	2,883,502	△ 7.1	こども園保育料 292,003 こども発達センター診療収入 200,892 道路・河川等占用料 231,000 都市公園使用料 121,387 市営住宅使用料 500,164 塵芥処理手数料 440,488
16 国庫支出金	20,368,732	20,544,667	△ 0.9	障がい者自立支援 事業費負担金 2,985,838 障がい児入所給付費等負担金 717,860 児童手当負担金 5,144,999 児童扶養手当負担金 371,089 生活保護費負担金 2,813,065 個人番号カード交付 事業費補助金 252,424 子育て支援施設等 利用給付費交付金 355,920 子ども・子育て支援交付金 394,286 子ども・子育て支援 整備交付金 219,720 教育・保育給付費交付金 2,227,196 道整備交付金 704,500 連続立体交差事業費補助金 247,500 地方道事業費補助金 292,500 社会資本整備総合交付金 1,761,727

(単位：千円・%)

款	令和2年度	令和元年度	増減率	主な内訳
17 県支出金	10,244,127	9,894,520	3.5	障がい者自立支援事業費負担金 1,492,919 障がい児入所給付費等負担金 358,930 後期高齢者医療保険基盤安定拠出金 474,474 教育・保育給付費負担金 1,036,210 児童手当負担金 1,102,499 国民健康保険基盤安定負担金 999,871 医療助成費補助金 1,017,963 福祉給付金支給費補助金 379,152 子ども・子育て支援交付金 394,214 教育・保育給付費補助金 221,549 子育て支援施設等利用給付費補助金 155,812 土地改良事業費補助金 109,661 多面的機能支払補助金 133,003 産業空洞化対策補助金 121,264 準用河川改修費補助金 148,000 県民税徴収取扱費委託金 690,000 国勢調査費委託金 215,128
18 財産収入	446,046	510,767	△ 12.7	土地建物貸付収入 205,857 土地売払収入 90,350
19 寄附金	103,767	3,903	2,558.6	一般寄附金 100,000 社会福祉事業寄附金 3,500
20 繰入金	16,836,628	2,880,327	484.5	財政調整基金繰入金 7,700,000 幹線道路建設基金繰入金 1,500,000 教育施設整備基金繰入金 1,200,000 保健医療福祉基金繰入金 6,000,000

(単位：千円・%)

款	令和2年度	令和元年度	増減率	主な内訳
22 諸 収 入	5,790,416	5,698,859	1.6	中心市街地緊急活性化対策 貸付金元利収入 258,817 小規模企業等振興資金元金収入 365,000 商工業者事業資金元金収入 166,000 後期高齢者医療広域連合 受託事業収入 157,522 清掃事務受託事業収入 118,240 給食費収入 2,380,313 放課後児童健全育成事業 参加者負担金 268,720 広告料収入 8,407 二酸化炭素排出抑制対策 事業費等補助金 156,721 渡刈クリーンセンター売電収入 322,561
23 市 債	7,500,000	9,000,000	△ 16.7	総務債 956,600 民生債 99,400 衛生債 12,500 農林水産業債 74,700 土木債 4,570,800 消防債 260,800 教育債 1,525,200
合 計	182,600,000	184,300,000	△ 0.9	

(目的別歳出)

(単位：千円・%)

款	令和2年度	構成比	令和元年度	構成比	比較	増減率
1 議会費	916,079	0.5	888,109	0.5	27,970	3.1
2 総務費	19,054,016	10.4	18,395,130	10.0	658,886	3.6
3 民生費	60,193,736	33.0	60,355,058	32.8	△ 161,322	△ 0.3
4 衛生費	21,392,170	11.7	17,185,329	9.3	4,206,841	24.5
5 労働費	146,769	0.1	162,641	0.1	△ 15,872	△ 9.8
6 農林水産業費	3,018,745	1.7	2,838,430	1.5	180,315	6.4
7 商工費	4,061,536	2.2	4,480,809	2.4	△ 419,273	△ 9.4
8 土木費	31,512,345	17.3	35,007,759	19.0	△ 3,495,414	△ 10.0
9 消防費	7,360,300	4.0	7,641,879	4.2	△ 281,579	△ 3.7
10 教育費	26,531,150	14.5	27,138,155	14.7	△ 607,005	△ 2.2
11 災害復旧費	234,000	0.1	243,040	0.1	△ 9,040	△ 3.7
12 公債費	7,949,154	4.4	9,733,661	5.3	△ 1,784,507	△ 18.3
13 諸支出金	30,000	0.0	30,000	0.0	0	0.0
14 予備費	200,000	0.1	200,000	0.1	0	0.0
合計	182,600,000	100.0	184,300,000	100.0	△ 1,700,000	△ 0.9

歳出の主な内訳

(単位:千円・%)

款	令和2年度	令和元年度	増減率	主な内訳
2 総務費	19,054,016	18,395,130	3.6	職員退職手当 1,459,780 庁舎等整備費 1,099,964 桧原地域振興費 291,423 高橋地域振興費 206,061 上郷地域振興費 132,766 高岡地域振興費 279,636 猿投地域振興費 196,979 松平地域振興費 73,308 藤岡地域振興費 235,509 小原地域振興費 268,782 足助地域振興費 520,289 下山地域振興費 334,843 旭地域振興費 266,273 稲武地域振興費 430,122 過誤納還付金 421,000 戸籍住民基本台帳費 420,500
3 民生費	60,193,736	60,355,058	△ 0.3	国民健康保険特別会計繰出金 2,401,922 介護保険事業特別会計繰出金 4,070,322 子ども医療助成費 2,195,824 心身障がい者医療助成費 870,349 精神障がい者医療助成費 461,987 福祉給付金助成費 846,947 障がい者手当給付費 746,970 障がい者介護給付費 3,556,943 障がい者訓練等給付費 1,658,038 障がい者地域生活支援費 775,014 後期高齢者療養給付費負担金 2,997,323 後期高齢者医療特別会計繰出金 754,753

(単位：千円・%)

款	令和2年度	令和元年度	増減率	主な内訳
3 民生費 (つづき)				放課後児童健全育成費 1,494,706 私立こども園振興費 593,988 私立認定こども園振興費 1,280,377 教育・保育給付費 4,785,499 子育て支援施設等利用給付費 711,840 児童手当給付費 7,350,000 児童扶養手当給付費 1,113,267 児童発達支援費 1,231,851 生活保護扶助費 3,800,754
4 衛生費	21,392,170	17,185,329	24.5	古瀬間聖苑費 208,934 豊田地域医療センター 施設等整備費 7,514,127 保健事業費 702,649 母子保健対策費 526,907 予防接種費 1,546,981 水道事業補助金 600,000 環境対策啓発費 127,292 ごみ収集事業費 983,347 グリーン・クリーン ふじの丘費 330,380 逢妻衛生プラント費 335,910 渡刈クリーンセンター費 2,158,497 藤岡プラント費 473,480
5 労働費	146,769	162,641	△ 9.8	就業支援費 69,590
6 農林水産業費	3,018,745	2,838,430	6.4	中山間地域等直接支払費 144,327 鳥獣対策費 111,715 ため池整備費 123,400 多面的機能支払費 177,831 土地改良事業費補助金 155,645 林道開設・舗装・改良費 (17事業) 318,959

(単位：千円・%)

款	令和2年度	令和元年度	増減率	主な内訳
7 商工費	4,061,536	4,480,809	△ 9.4	産業文化センター費 176,271 商業活性化対策費 193,796 工業振興推進費 240,076 産業立地政策推進費 1,175,883 産業用地造成事業 特別会計繰出金 360,440 資金融資費 531,000 豊田おいでんまつり 開催負担金 198,000
8 土木費	31,512,345	35,007,759	△ 10.0	道路修繕費 2,002,667 橋りょう修繕・耐震対策費 929,122 市道新設・改良費（39事業） 1,363,719 交通安全施設整備費 166,700 歩道設置費 362,630 河川改良費（長田川ほか） 862,430 土地区画整理 公共施設管理者負担金 2,861,800 土地区画整理事業助成補助金 335,300 都市計画事業土地区画整理 特別会計繰出金 2,364,258 街路建設費（12事業） 2,320,126 高規格道路建設促進費 1,179,917 特定道路建設費 2,432,720 特定道路改良促進費 325,188 下水道事業負担金 2,670,977 下水道事業出資金 542,000 緑地整備費 208,199 都心環境計画推進費 152,280 バス運行推進費 1,127,313 市営住宅整備費 153,458 定住対策事業費 169,864

(単位：千円・%)

款	令和2年度	令和元年度	増減率	主な内訳
9 消防費	7,360,300	7,641,879	△ 3.7	常備消防活動費 1,055,000 非常備消防活動費 206,462 消防車両整備費 303,657 危機管理対策費 81,915 防災設備費 254,677
10 教育費	26,531,150	27,138,155	△ 2.2	教材備品整備費（小学校・中学校・特別支援学校） 613,781 施設整備費（小学校・中学校・特別支援学校） 1,092,847 中学校校舎建設費（朝日丘中学校ほか） 1,630,800 通学バス運行費（小学校・中学校・特別支援学校） 217,815 児童生徒対象事業費（小学校・中学校・特別支援学校） 289,909 学校給食協会委託費 2,197,518 博物館費 384,131 歴史的町並み保存費 323,597 東京オリンピック・パラリンピック関連事業開催費 125,257 市民文化会館費 517,154 中央公園費 917,614 (仮)松平地域体育館費 1,588,216 美術館展覧会開催費 143,265
合計	182,600,000	184,300,000	△ 0.9	

継 続 費

(単位：千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
2 総務費	2 地域費 振興費	四季の回廊整備事業 (さくら山遊歩道)	70,000	令和 2 3	30,000 40,000
	2 道路橋費 りょう	市道改良事業 (市道藤岡田中二反田線)	150,000	2 3	75,000 75,000
8 土木費	4 河川費	河川改良事業 (準用河川長田川)	1,660,000	2 3 4 5 6 7	370,000 609,000 255,000 253,000 153,000 20,000
				2	465,000
				3	1,183,000
				4	1,120,000
				5	781,000
				6	782,000
				7	119,000
	5 都市計画費	内環状線建設事業 (高橋細谷線 長興寺第1工区)	4,450,000	2 3	105,500 281,300
				2	198,400
				3	198,400
10 教育費	3 中学校費	朝日丘中学校既設校舎解体・外構整備事業	386,800	2	253,000
	7 社会教育費	旧豊田東高等学校解体事業	396,800	3	1,518,000
	8 文化体育費	市民文化会館改修事業	1,771,000		

債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
若園交流館仮設交流館借上	令和3年度から 令和4年度まで	14,600
地域バス運行負担事業 (高岡地区)	令和3年度	44,500
どんぐり横丁仮設店舗借上等	令和3年度から 令和4年度まで	95,200
市民民税課税資料 デ イ タ 化 業 務 委 託 事 業	令和3年度	12,700
市民税特別徴収税額通知書 作成等業務委託事業	令和3年度	10,800
健診受診券等作成業務委託事業	令和3年度	2,700
放課後児童クラブ運営業務委託事業 (南西部・北東部・西部ブロック)	令和3年度	508,100
放課後児童クラブ 警備業務委託事業	令和3年度から 令和7年度まで	35,600
こども園等複合機借上	令和3年度から 令和7年度まで	25,100
仮設園舎借上 (今こども園外3園)	令和3年度から 令和7年度まで	20,000
豊田地域医療センター 医療機器取得・移転事業	令和3年度	509,000
小型ワイドパッカー車等取得事業	令和3年度	70,100
名鉄三河線若林駅付近 連続立体交差事業	令和3年度から 令和7年度まで	23,440,000
基幹バス運行負担事業	令和3年度	340,100
防災ラジオ取得事業	令和3年度	20,000
学校警備業務委託事業	令和3年度から 令和7年度まで	326,200
若園中学校仮設校舎借上	令和3年度から 令和5年度まで	23,400
保見中学校空調機器借上	令和3年度	200
新修豊田市史編さん業務委託事業	令和3年度	18,300
美術館受付案内業 看視業務委託事業	令和3年度	110,600

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
豊 田 市 土 地 開 発 公 社 に よ る 公 共 用 地 の 先 行 取 得 事 業	令和2年度から 令和6年度まで	豊田市との協定により豊田市土地開発公社が令和元年度以前に取得した用地及び令和2年度に取得する用地に係る事業資金（次のとおり）、利子及び事務費
(市道・街路)		11,857,800
(公園、緑地、広場)		240,612
(その他)		1,294,514

地 方 債

(単位：千円)

起 債 の 目 的	総務管理事業費始め14事業
限 度 額	7,500,000
起 債 の 方 法	普通貸借又は証券発行
利 率	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機関資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)
償 返 の 方 法	融資条件又は債権者との協定による。

(性質別歳出)

(単位：千円・%)

区分	令和2年度	構成比	令和元年度	構成比	比較	増減率
人件費	32,894,463	18.0	31,871,804	17.3	1,022,659	3.2
物件費	34,666,967	19.0	34,198,568	18.5	468,399	1.4
維持補修費	3,334,057	1.8	3,123,966	1.7	210,091	6.7
扶助費	32,987,195	18.1	32,087,436	17.4	899,759	2.8
補助費等	21,015,180	11.5	21,179,256	11.5	△ 164,076	△ 0.8
普通建設事業費	38,107,903	20.9	39,826,779	21.6	△ 1,718,876	△ 4.3
補助事業費	8,950,285	4.9	9,074,691	4.9	△ 124,406	△ 1.4
単独事業費	29,157,618	16.0	30,752,088	16.7	△ 1,594,470	△ 5.2
災害復旧事業費	234,000	0.1	243,040	0.1	△ 9,040	△ 3.7
公債費	7,949,154	4.4	9,733,661	5.3	△ 1,784,507	△ 18.3
積立金	108,061	0.0	125,078	0.1	△ 17,017	△ 13.6
投資及び出資金	572,000	0.3	1,120,000	0.6	△ 548,000	△ 48.9
貸付金	531,000	0.3	490,000	0.3	41,000	8.4
繰出金	10,000,020	5.5	10,100,412	5.5	△ 100,392	△ 1.0
予備費	200,000	0.1	200,000	0.1	0	0.0
合計	182,600,000	100.0	184,300,000	100.0	△ 1,700,000	△ 0.9

令和2年度当初予算

特 別 会 計

(単位：千円)

議案第41号 国民健康保険	(歳 入)			
	款	令和2年度	令和元年度	比 較
1 国民健康保険税	7,573,919	7,981,088	△ 407,169	
2 国庫支出金	3,741	12,302	△ 8,561	
3 県支出金	22,843,228	23,705,966	△ 862,738	
4 財産収入	2,314	1,273	1,041	
5 繰入金	3,331,369	3,478,852	△ 147,483	
6 繰越金	20,000	20,000	0	
7 諸収入	174,048	168,722	5,326	
合 計	33,948,619	35,368,203	△ 1,419,584	

	(歳 出)			
	款	令和2年度	令和元年度	比 較
1 総務費	401,565	379,896	21,669	
2 保険給付費	22,590,664	23,463,977	△ 873,313	
3 国民健康保険事業費納付金	10,541,561	11,143,979	△ 602,418	
4 保健事業費	367,413	333,976	33,437	
5 基金積立金	2,314	1,273	1,041	
6 諸支出金	40,102	40,102	0	
7 予備費	5,000	5,000	0	
合 計	33,948,619	35,368,203	△ 1,419,584	

(債務負担行為)				
事 項	期 間	限度額		
診療報酬明細書点検業務委託事業	令和3年度から 令和4年度まで	21,200		
健診受診券等作成業務委託事業	令和3年度	900		
特定保健指導業務委託事業	令和3年度	1,600		

(単位：千円)

議案第42号 都市計画事業 土地地区画整理 (土 橋)	(歳 入)			
	款	令和2年度	令和元年度	比 較
	1 事 業 収 入	1	1	0
	2 負 担 金	964, 200	1, 003, 500	△ 39, 300
	3 使用料及び手数料	110	100	10
	4 繰 入 金	696, 813	540, 688	156, 125
	5 繰 越 金	1	1	0
	6 諸 収 入	172	33, 329	△ 33, 157
	合 計	1, 661, 297	1, 577, 619	83, 678
	(歳 出)			
	款	令和2年度	令和元年度	比 較
	1 土橋地区画整理費	1, 661, 297	1, 577, 619	83, 678
	合 計	1, 661, 297	1, 577, 619	83, 678
都市計画事業 土地地区画整理 (寺 部)	(歳 入)			
	款	令和2年度	令和元年度	比 較
	1 事 業 収 入	104, 000	97, 440	6, 560
	2 負 担 金	192, 000	741, 900	△ 549, 900
	3 使用料及び手数料	160	160	0
	4 繰 入 金	159, 086	278, 795	△ 119, 709
	5 繰 越 金	1	1	0
	6 諸 収 入	148	265	△ 117
	合 計	455, 395	1, 118, 561	△ 663, 166
	(歳 出)			
	款	令和2年度	令和元年度	比 較
	1 寺部地区画整理費	455, 395	1, 118, 561	△ 663, 166
	合 計	455, 395	1, 118, 561	△ 663, 166

(単位：千円)

	(歳 入)			
	款	令和2年度	令和元年度	比 較
都市計画事業 地区画整理 つづき (花 園)	1 事 業 収 入	1	1	0
	2 負 担 金	1, 705, 600	2, 371, 000	△ 665, 400
	3 使用料及び手数料	80	80	0
	4 繰 入 金	1, 508, 359	1, 049, 933	458, 426
	5 繰 越 金	1	1	0
	6 諸 収 入	125	56	69
	合 計	3, 214, 166	3, 421, 071	△ 206, 905
(歳 出)				
	款	令和2年度	令和元年度	比 較
	1 花園地区画整理費	3, 214, 166	3, 421, 071	△ 206, 905
	合 計	3, 214, 166	3, 421, 071	△ 206, 905
議案第43号 分譲住宅 建設事業	(歳 入)			
	款	令和2年度	令和元年度	比 較
	1 事 業 収 入	1	1	0
	2 使用料及び手数料	31	31	0
	3 繰 入 金	7, 423	6, 337	1, 086
	4 繰 越 金	1	1	0
	5 諸 収 入	2	2	0
	合 計	7, 458	6, 372	1, 086
	(歳 出)			
	款	令和2年度	令和元年度	比 較
	1 宅 地 造 成 費	7, 358	6, 272	1, 086
	2 予 備 費	100	100	0
	合 計	7, 458	6, 372	1, 086

(単位：千円)

議案第44号 卸売市場	(歳 入)			
	款	令和2年度	令和元年度	比 較
	1 使用料及び手数料	100,468	101,111	△ 643
	2 繰 入 金	35,991	81,185	△ 45,194
	3 繰 越 金	1	1	0
	4 諸 収 入	70,567	66,860	3,707
	合 計	207,027	249,157	△ 42,130
	(歳 出)			
	款	令和2年度	令和元年度	比 較
	1 卸 売 市 場 費	206,527	248,657	△ 42,130
	2 予 備 費	500	500	0
	合 計	207,027	249,157	△ 42,130
議案第45号 水道水源 保全事業	(歳 入)			
	款	令和2年度	令和元年度	比 較
	1 負 担 金	45,031	45,526	△ 495
	2 財 産 収 入	456	313	143
	3 寄 附 金	1	1	0
	4 繰 入 金	34,861	36,262	△ 1,401
	5 繰 越 金	1	1	0
	6 諸 収 入	2	2	0
	合 計	80,352	82,105	△ 1,753
	(歳 出)			
	款	令和2年度	令和元年度	比 較
	1 水 道 水 源 保 全 費	80,352	82,105	△ 1,753
	合 計	80,352	82,105	△ 1,753

(単位：千円)

議案第46号 母子父子寡婦福祉 資金貸付事業	(歳 入)			
	款	令和2年度	令和元年度	比 較
	1 事 業 収 入	9,703	10,006	△ 303
	2 繰 入 金	4,911	12,209	△ 7,298
	3 繰 越 金	1	1	0
	4 諸 収 入	3	2	1
5 市 債		6,161	15,558	△ 9,397
合 計		20,779	37,776	△ 16,997
	(歳 出)			
	款	令和2年度	令和元年度	比 較
	1 貸 付 事 業 費	19,511	15,030	4,481
	2 公 債 費	821	22,746	△ 21,925
	3 諸 支 出 金	447	-	447
	合 計	20,779	37,776	△ 16,997
(地方債)				
起 債 の 目 的		母子父子寡婦福祉資金貸付事業費		
限 度 額		6,161		
起 債 の 方 法		普通貸借又は証券発行		
利 率		無利子		
償 還 の 方 法		母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）の定めるところによる。		

(単位：千円)

議案第47号 介護保険事業	(歳 入)											
	款	令和2年度	令和元年度	比 較								
	1 保 險 料	6,508,250	6,473,200	35,050								
2 手 数 料												
3 国 庫 支 出 金												
4 支 払 基 金 交 付 金												
5 県 支 出 金												
6 財 産 収 入												
7 寄 附 金												
8 繰 入 金												
9 繰 越 金												
10 諸 収 入												
合 計		26,271,457	25,052,775	1,218,682								
	(歳 出)											
	款	令和2年度	令和元年度	比 較								
	1 総 务 費	668,703	689,297	△ 20,594								
2 保 險 給 付 費												
3 地 域 支 援 事 業 費												
4 基 金 積 立 金												
5 諸 支 出 金												
6 予 備 費												
合 計		26,271,457	25,052,775	1,218,682								
(債務負担行為)												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>事 項</th><th>期 間</th><th>限度額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要 介 護 認 定 事 務 委 託 事 業</td><td>令和3年度から 令和5年度まで</td><td>176,300</td></tr> <tr> <td>要 介 護 認 定 調 査 委 託 事 業</td><td>令和3年度から 令和5年度まで</td><td>657,800</td></tr> </tbody> </table>				事 項	期 間	限度額	要 介 護 認 定 事 務 委 託 事 業	令和3年度から 令和5年度まで	176,300	要 介 護 認 定 調 査 委 託 事 業	令和3年度から 令和5年度まで	657,800
事 項	期 間	限度額										
要 介 護 認 定 事 務 委 託 事 業	令和3年度から 令和5年度まで	176,300										
要 介 護 認 定 調 査 委 託 事 業	令和3年度から 令和5年度まで	657,800										

(単位：千円)

議案第48号 財産区（盛岡）	(歳 入)			
	款	令和2年度	令和元年度	比 較
1 財 産 収 入	3,781	3,730	51	
2 繰 入 金	617	1,038	△ 421	
3 繰 越 金	1	1	0	
4 諸 収 入	2	77	△ 75	
合 計	4,401	4,846	△ 445	
財産区（賀茂）	(歳 出)			
	款	令和2年度	令和元年度	比 較
1 総 務 費	4,400	4,845	△ 445	
2 基 金 積 立 金	1	1	0	
合 計	4,401	4,846	△ 445	
財産区（賀茂）	(歳 入)			
	款	令和2年度	令和元年度	比 較
1 財 産 収 入	126	113	13	
2 繰 入 金	6,965	7,713	△ 748	
3 繰 越 金	1	1	0	
4 諸 収 入	2	2	0	
合 計	7,094	7,829	△ 735	
財産区（賀茂）	(歳 出)			
	款	令和2年度	令和元年度	比 較
1 総 務 費	7,093	7,828	△ 735	
2 基 金 積 立 金	1	1	0	
合 計	7,094	7,829	△ 735	

(単位：千円)

議案第49号 後期高齢者医療	(歳 入)			
	款	令和2年度	令和元年度	比 較
1 後期高齢者医療保険料	4,925,273	4,356,624	568,649	
2 繰 入 金	754,753	674,476	80,277	
3 繰 越 金	1,000	1,000	0	
4 諸 収 入	10,967	10,491	476	
合 計	5,691,993	5,042,591	649,402	
議案第50号 産業用地造成事業	(歳 出)			
	款	令和2年度	令和元年度	比 較
1 総 務 費	122,275	122,036	239	
2 広域連合納付金	5,559,231	4,910,625	648,606	
3 諸 支 出 金	10,487	9,930	557	
合 計	5,691,993	5,042,591	649,402	
議案第50号 産業用地造成事業	(歳 入)			
	款	令和2年度	令和元年度	比 較
1 事 業 収 入	1	-	1	
2 繰 入 金	360,440	534,192	△ 173,752	
3 繰 越 金	1	1	0	
4 諸 収 入	24	26	△ 2	
合 計	360,466	534,219	△ 173,753	
議案第50号 産業用地造成事業	(歳 出)			
	款	令和2年度	令和元年度	比 較
1 産業用地造成費	350,465	524,219	△ 173,754	
2 諸 支 出 金	1	-	1	
3 予 備 費	10,000	10,000	0	
合 計	360,466	534,219	△ 173,753	

令和 2 年度

豊田市水道事業会計当初予算資料

令和2年度 水道事業会計 当初予算総括表（議案第51号）

1 基本業務量

(単位：人・戸・m³・%)

項目	本年度	前年度	増減量	増減率	備考
給水人口	426,300	426,600	△ 300	△ 0.1	
給水戸数	178,000	174,700	3,300	1.9	
年間総配水量	50,302,500	49,771,000	531,500	1.1	
一日平均配水量	137,815	135,986	1,829	1.3	
年間有収水量	45,201,000	45,297,000	△ 96,000	△ 0.2	

2 収益的収入及び支出

○水道事業収益

(単位：千円・%)

科目	本年度 予定額	前年度 当初予定額	増減額	増減率	主な内訳
営業収益	給水収益	9,291,932	9,303,214	△ 11,282	△ 0.1 基本料金 2,293,429 水量料金 6,998,503
	その他営業収益	20,073	14,444	5,629	39.0 手数料 3,933 雑収益 16,140
営業外収益	受取利息	1,014	1,185	△ 171	△ 14.4 預金利息等 1,014
	他会計負担金	47,546	51,215	△ 3,669	△ 7.2 一般会計負担金（償還利息） 47,546
長期前受金戻入	他会計補助金	600,000	600,000	0	0.0 一般会計補助金 600,000
	雑収益	1,374,236	1,345,578	28,658	2.1
特別利益	135	138	△ 3	△ 2.2	下水道使用料金徴収業務負担金 138,238
合計	11,502,964	11,481,280	21,684	0.2	126

○水道事業費用

(単位：千円・%)

科目	本年度 予定額	前年度 当初予定額	増減額	増減率	主な内訳
営業費用	原水及び浄水費	3,648,463	3,596,845	51,618	1.4 人件費(一般職16人) 116,419 浄水施設管理費 561,367 受水費 2,770,901 水道水源保全事業負担金 45,007 水道サービス協会委託費 146,476
	配水及び給水費	1,516,992	1,456,997	59,995	4.1 人件費(一般職49人、非常勤一般職7人) 411,491 配水施設管理費 547,622 配水管維持管理費 227,434 給水事業費 18,546 水道メーター管理費 71,981 水道サービス協会委託費 208,872
営業外費用	業務費	374,450	366,581	7,869	2.1 人件費(一般職8人、非常勤一般職1人) 72,206 メーター検針・料金関係費 234,257 水道サービス協会委託費 42,711
	総務費	199,197	181,990	17,207	9.5 人件費(管理者1人、委員18人、一般職12人) 125,582 普及宣伝費 3,619 電子計算機器費 11,231 貸倒引当金繰入額 1,872
減価償却費	4,767,758	4,748,697	19,061	0.4	固定資産減価償却費 4,767,758
資産減耗費	265,120	383,120	△ 118,000	△ 30.8	固定資産除却費 265,120
支払利息	274,903	326,880	△ 51,977	△ 15.9	企業債償還利息 274,903
雑支出	3,124	5,045	△ 1,921	△ 38.1	
消費税及び地方消費税	94,436	115,893	△ 21,457	△ 18.5	
特別損失	9,575	10,514	△ 939	△ 8.9	過年度損益修正損 8,246
合計	11,154,018	11,192,562	△ 38,544	△ 0.3	
収支	348,946	288,718	60,228	20.9	

3 資本的収入及び支出

○資本的収入

(単位：千円・%)

科 目	本年度 予定額	前年度 当初予定額	増減額	増減率	主 な 内 訳
収	企業債	800,000	200,000	600,000	300.0 水道整備事業債 800,000
	工事分担金	1,230,348	1,676,115	△ 445,767	△ 26.6 消火栓設置工事分担金 28,949
					下水道関連支障移転工事分担金 409,780
					区画整理事業等分担金 759,923
					土木工事支障移転工事分担金 30,310
	国庫補助金	78,755	0	78,755	皆増 社会資本整備総合交付金 3,500
					二酸化炭素排出抑制対策事業 75,255
入	県補助金	75,900	75,743	157	0.2 緊急時給水拠点確保等事業（管路） 47,500
					緊急時給水拠点確保等事業（施設） 2,400
					水道管路耐震化等推進事業 26,000
	固定資産 売却収入	666	214	452	211.2 車両 163 土地 468
	給水負担金	226,457	187,871	38,586	20.5 新規給水負担金 225,956
					メータ一負担金 501
	他会計負担金	178,475	163,279	15,196	9.3 一般会計負担金（償還元金） 178,475
	合 計	2,590,601	2,303,222	287,379	12.5

○資本的支出

(単位：千円・%)

科 目	本年度 予定額	前年度 当初予定額	増減額	増減率	主 な 内 訳
建 設 改 良 費	水道拡張費	601,534	893,579	△ 292,045	△ 32.7 人件費(一般職9人) 76,701
					豊田・岡崎地区研究開発施設送水事業 521,821
	水道整備費	6,599,683	5,333,076	1,266,607	23.8 人件費(一般職29人) 248,131
					配水施設等整備費 1,936,803
					老朽化対策 1,729,800
					水道管整備費 3,533,091
					新設 47,716
	固定資産 購入費	161,250	133,527	27,723	20.8 老朽化対策 1,269,370
					下水道事業支障移転 803,780
					区画整理等開発関連 282,625
					給水申込関連事業 230,000
					土木工事支障移転 877,518
					災害対策事業費 785,245
					企画・計画事業 78,778
	償還金	1,490,663	1,485,878	4,785	0.3 機械及び装置 111,969
					工具器具及び備品 49,281
	合 計	8,853,130	7,846,060	1,007,070	12.8
収 支	△ 6,262,529	△ 5,542,838	△ 719,691	△ 13.0	

* 収支不足額6,262,529千円は、損益勘定留保資金等により補填。

令和2年度

豊田市下水道事業会計当初予算資料

令和2年度 下水道事業会計 当初予算総括表（議案第52号）

1 基本業務量

(単位：戸・m³・%)

項目	本年度	前年度	増減量	増減率	備考
下水道接続戸数	132,700	128,700	4,000	3.1	
年間総処理水量	34,872,000	34,786,000	86,000	0.2	
一日平均処理水量	95,540	95,044	496	0.5	

2 収益の収入及び支出

○下水道事業収益

(単位：千円・%)

科 目	本年度 予定額	前年度 当初予定額	増減額	増減率	主な内訳
営業収益	下水道収益	4,199,087	4,145,987	53,100	1.3 下水道使用料 4,199,087
	他会計負担金	571,516	566,208	5,308	0.9 雨水処理一般会計負担金 571,516
	その他営業収益	50	0	50	皆増 排水設備指定工事店新規登録手数料 50
営業外収益	受取利息	78	116	△ 38	△ 32.8 預金利息 78
	他会計負担金	2,099,461	2,105,555	△ 6,094	△ 0.3 汚水処理等一般会計負担金 2,099,461
	他会計補助金	158,994	147,391	11,603	7.9 汚水処理等一般会計補助金 158,994
	国庫補助金	53,815	30,450	23,365	76.7 社会資本整備総合交付金 53,815
	長期前受金戻入	1,831,208	1,799,199	32,009	1.8
	雑収益	2,396	2,113	283	13.4 目的外使用料 2,168
特別利益	8	8	0	0.0	過年度損益修正益 8
合 計	8,916,613	8,797,027	119,586	1.4	

○下水道事業費用

(単位：千円・%)

科 目	本年度 予定額	前年度 当初予定額	増減額	増減率	主な内訳
営業費用	汚水管渠費	335,639	335,030	609	0.2 人件費(一般職5人) 43,807 汚水管渠管理費 255,279 下水道管理システム費 31,835 水質管理費 3,385
	汚水ポンプ場費	73,875	73,961	△ 86	△ 0.1 汚水ポンプ場管理費 73,875
	汚水処理場費	253,394	246,559	6,835	2.8 人件費(一般職3人) 29,570 汚水処理場管理費 222,939
	流域下水道維持管理負担金	1,304,048	1,296,664	7,384	0.6 矢作川流域 872,067 境川流域 431,981
	雨水施設費	108,292	138,819	△ 30,527	△ 22.0 人件費(一般職4人、非常勤一般職1人) 33,736 雨水ポンプ場管理費 45,023 雨水管渠管理費 27,062 雨水貯留浸透施設補助金 1,030
	業務費	200,241	206,171	△ 5,930	△ 2.9 人件費(一般職5人、非常勤一般職5人) 54,608 使用料徴収費 138,241 汚水ポンプ施設設置費等補助金 4,988
	総係費	103,827	106,160	△ 2,333	△ 2.2 人件費(一般職9人) 88,727 貸倒引当金繰入額 627 普及宣伝費 959 電子計算機器費 6,207
	減価償却費	4,972,753	4,927,060	45,693	0.9 固定資産減価償却費 4,972,753
	資産減耗費	171,020	45,288	125,732	277.6 固定資産除却費 171,020
	支払利息	717,065	798,660	△ 81,595	△ 10.2 企業債償還利息 717,065
営業外費用	雜支出	539	467	72	15.4
	消費税及び地方消費税	22,963	23,014	△ 51	△ 0.2
	特別損失	4,514	2,809	1,705	60.7 過年度損益修正損 4,514
	合 計	8,268,170	8,200,662	67,508	0.8
	収 支	648,443	596,365	52,078	8.7

3 資本の収入及び支出

○資本の収入

(単位：千円・%)

科 目	本年度 予定額	前年度 当初予定額	増減額	増減率	主 な 内 訳
収 入	企業債	1,447,800	1,404,100	43,700	3.1 公共下水道事業債 1,377,900 流域下水道事業債 109,900
	出資金	542,000	1,120,000	△ 578,000	△ 51.6 一般会計出資金 542,000
	国庫補助金	983,852	832,000	151,852	18.3 社会資本整備総合交付金 983,852
	県補助金	8,000	0	8,000	皆増 市町村下水道事業費補助金 1,000 農山漁村地域整備補助金 7,000
	受益者負担金	124,116	155,345	△ 31,229	△ 20.1
	工事負担金	70,480	18,103	52,377	289.3 汚水管移設公共補償金 70,480
合 計		3,176,248	3,529,548	△ 353,300	△ 10.0

○資本の支出

(単位：千円・%)

科 目	本年度 予定額	前年度 当初予定額	増減額	増減率	主 な 内 訳
建 設 改 良 費	管渠整備費	4,453,623	4,250,698	202,925	4.8 人件費(一般職28人、非常勤一般職2人) 237,491 汚水管渠建設事業 2,814,610 汚水管渠更新事業 372,785 老朽化対策 152,785 耐震対策 220,000 汚水管渠支障移転事業 323,043 汚水管渠布設事業 39,470 取付管・公共ます設置工事 230,250 受益者負担金賦課徴収事務費 15,644 雨水管渠整備事業 6,400 雨水管渠更新事業 380,400 老朽化対策 75,900 耐震対策 304,500 企画・計画事業 24,820
	ポンプ場整備費	13,584	0	13,584	皆増 汚水ポンプ場更新事業 老朽化対策 1,584 雨水ポンプ場企画・計画事業 12,000
	処理場整備費	32,209	0	32,209	皆増 汚水処理場更新事業 32,209 老朽化対策 19,000 耐震対策 13,209
	流域下水道 建設負担金	110,273	130,609	△ 20,336	△ 15.6 矢作川流域 84,924 境川流域 25,349
	償還金	2,881,284	2,872,786	8,498	0.3 企業債償還元金 2,881,284
	合 計	7,490,973	7,254,093	236,880	3.3
	収 支	△ 4,314,725	△ 3,724,545	△ 590,180	△ 15.8

* 収支不足額4,314,725千円は、損益勘定留保資金等により補填。

資料 1 の 2

令和 2 年 3 月 市議会定例会

提 出 議 案 の 要 旨

目 次

議決案件	1
------------	---

※ この資料は、議会開会当日、議場
へ持参してください。

資料作成 令和 2 年 2 月 20 日

議決

議案第68号 豊田市職員定数条例の一部を改正する条例

【要旨】

行政需要の変化に的確に対応し、適切な行政運営を実現するため、職員の定数を変更する。

職員の定数の変更

職 員 区 分	現 行	令和2年4月1日以後
(1) 市長の事務部局の職員	2, 400人	2, 465人
(2) 選挙管理委員会の事務部局の職員	15人	16人
(3) 教育委員会の事務局の職員	118人	95人
(4) 教育委員会の所管に属する学校の職員	14人	10人
(5) 教育委員会の所管に属する学校以外の教育機関の職員	30人	16人
(6) 消防部局の職員	520人	535人

【担当課：人事課】

議案第69号 豊田市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

【要旨】

公益財団法人豊田市体育協会の名称の変更に伴い、職員を派遣することができる団体の名称を変更するとともに、公益的法人等に対して必要な人的援助を行うため、職員を派遣することができる団体を整理する。

1 職員を派遣することができる団体の名称の変更

＜現 行＞ <令和2年4月1日以後>

公益財団法人豊田市体育協会 → 公益財団法人豊田市スポーツ協会

2 職員を派遣することができる団体の整理（令和2年4月1日以後）

- (1) 職員を派遣することができる団体から公益財団法人ラグビーワールドカップ2019組織委員会を削除する。
- (2) 職員を派遣することができる団体に地方税共同機構を加える。

【備考】

1 地方税共同機構の概要

(1) 事業内容

ア 機構処理税務事務

イ 地方団体の職員に対する地方税に関する教育及び研修

ウ 地方税に関する調査研究

エ 地方税に関する広報その他の啓発活動

オ 地方税に関する情報システムの開発及び運用

カ 地方税に関する情報システムに関する事務の受託

キ 地方団体に対する地方税に関する情報の提供その他の支援

(2) 設立の根拠

地方税法

(3) 設立年月日

平成31年4月1日

2 用語の意義

機構処理税務事務

地方税関係手続用電子情報処理組織（e-LTAXやワンストップサービス（OSS）共同利用化システム等、地方税に関する手続を行うためのシステム）の設置及び管理並びに地方税法により地方税共同機構が処理することとされている事務

【担当課：人事課】

議案第70号 令和元年度豊田市一般会計補正予算

【要旨】

繰越明許費の補正

繰越明許費を次の表のとおり追加する。

款	項	事業名	金額
9 消防費	1 消防費	消防隊員用感染防止衣 取得事業	千円 5,500

【担当課：財政課】

資料 1 の 3

令和 2 年 3 月 市議会定例会

提 出 議 案 の 要 旨

目 次

1 報告案件	1
2 議決案件	5
3 同意案件	6

※ この資料は、議会開会当日、議場
へ持参してください。

資料作成 令和 2 年 3 月 12 日

1 報告

報告第2号 専決処分の報告について

【処分内容等】

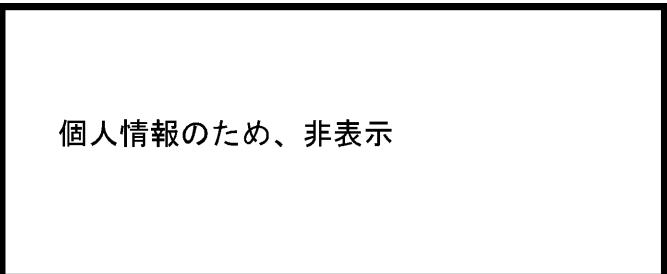
1 訴えの提起について

(1) 市営住宅明渡等請求事件

専決年月日 及び専決番号	令和2年2月25日 豊専第15号
相手方	<p>1 入居者</p> <div style="border: 2px solid black; padding: 10px; text-align: center;">個人情報のため、非表示</div> <p>2 連帯保証人</p> <p>(1)</p> <div style="border: 2px solid black; padding: 10px; text-align: center;">個人情報のため、非表示</div> <p>(2)</p>
請求内容	<p>1 市営住宅の明渡し（入居者のみへの請求）</p> <p>2 市営住宅の未払家賃及びこれに対する遅延損害金の支払</p> <p>3 市営住宅の契約解除以後明渡しまでの間の使用損害金の支払</p> <p>4 訴訟費用の支払</p>
請求原因	<p>1 相手方が13ヶ月分の市営住宅の家賃30万5,500円を長期滞納していること。</p> <p>2 相手方が正当な事由によらず市営住宅を長期にわたり使用していないこと。</p>

【担当課：定住促進課】

(2) 市営住宅明渡等請求事件

専決年月日 及び専決番号	令和2年2月28日 豊専第16号
相 手 方	1  個人情報のため、非表示 2
請 求 内 容	1 市営住宅の明渡し 2 市営住宅の未払の使用損害金及びこれに対する遅延損害金の支払 3 令和2年3月1日以後明渡しまでの間の使用損害金の支払 4 訴訟費用の支払
請 求 原 因	1 相手方が22月分の市営住宅の使用損害金36万6,300円を長期滞納していること。 2 相手方が入居の承継の手続を行わず、市営住宅を不法に占有していること。

【担当課：定住促進課】

(3) 市営住宅明渡等請求事件

専決年月日 及び専決番号	令和2年2月28日 豊専第17号
相手方	<p>1 入居者</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;">個人情報のため、非表示</div> <p>2 連帯保証人</p> <p>(1)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;">個人情報のため、非表示</div> <p>(2)</p>
請求内容	<p>1 市営住宅の明渡し（入居者のみへの請求）</p> <p>2 市営住宅の未払家賃及びこれに対する遅延損害金の支払</p> <p>3 市営住宅の契約解除以後明渡しまでの間の使用損害金の支払</p> <p>4 訴訟費用の支払</p>
請求原因	<p>1 相手方が9か月分の市営住宅の家賃17万810円を長期滞納していること。</p> <p>2 相手方が住戸において犬を飼育することにより、入居者として遵守しなければならない義務に違反したこと。</p>

【担当課：定住促進課】

2 損害賠償額の決定について
広場の管理瑕疵による傷害事故

専決年月日及び専決番号	事 故 内 容
令和2年3月4日 豊専第18号	令和元年9月20日午後5時30分頃、北一色向イ平南ちびっこ広場において、遊んでいた児童が転倒した際、のり面から露出していたコンクリートに右足を擦り付けたもの
損 害 賠 償 額	32,461円
相 手 方 の 損 害 の 程 度	右足脛 ^{すね} の創傷
過失割合	豊田市100%、相手方0%
備 考	<p>1 事故発生の原因 危険箇所の把握及び管理が不十分であったことによる。</p> <p>2 担当課 都市整備部公園緑地管理課</p> <p>3 事故の防止策 事故の原因となったコンクリートを撤去するとともに、他の広場についても日常点検による危険箇所の把握及び管理を徹底する。</p>

2 議決

議案第71号 財産の取得について（小学校教師用教科書及び指導書）

【要旨】

小学校学習指導要領の全部改訂に伴い、小学校用の教科書が全面的に改訂されるため、教師用教科書及び指導書を購入する。

1 取得する財産

- (1) 種別 小学校教師用教科書及び指導書
(2) 数量 教師用教科書 13,063冊
 指導書 16,392冊

2 取得価格 192,546,902円

3 相手方 豊田市喜多町三丁目110番地
 有限会社原田屋
 代表取締役 原田 祥史 ほか4名

4 契約方法 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約

【備考】

- 供給予定期限
(1) 前期 令和2年4月5日
(2) 後期 令和2年9月1日

【担当課：学校教育課】

3 同意

同意第1号 副市長の選任について

【要旨】

副市長として次の者を選任する。

選任する者

高井 嘉親 (新任) 安田 明弘 (新任)

【備考】

- 1 杉山基明副市長が令和2年3月31日付けで任期満了となるため
- 2 磯谷裕司副市長が令和2年3月31日付けで辞職するため

【担当課：人事課】